

平成28年第1回八千代町議会定例会会議録（第4号）

平成28年3月15日（火曜日）午前9時02分開議

本日の出席議員

議長（9番）	大久保 武君	副議長（2番）	国府田利明君
1番	増田 光利君	3番	大里 岳史君
4番	廣瀬 賢一君	5番	大久保弘子君
6番	上野 政男君	7番	中山 勝三君
8番	生井 和巳君	10番	水垣 正弘君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

なし

---

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	生井 光男君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	上野 真一君
秘 書 課 長	谷中 聰君	総 務 課 長	鈴木 一男君
企画財政課長	青木 良夫君	税 務 課 長	野村 勇君
町 民 課 長	塚原 勝美君	福祉保健課長	相田 敏美君
生活環境課長	内山 博君	産業振興課長	青木 喜栄君
都市建設課長	生井 俊一君	上下水道課長	柴森 米光君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	秋葉三佐男君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	水書 正義君
公 民 館 長 兼 生 涯 学 習 課 長	青木 和男君	給食センター 所 長	鈴木 忠君
総 務 課 参 事	生井 好雄君	企 画 財 政 課 参 事	中村 弘君

---

議会事務局の出席者

議会事務局長	高野 実	補 佐	小林 由実
--------	------	-----	-------

主 任 田神 宏道

---

議長（大久保 武君） 引き続き、ご参集くださいまして、まことにありがとうございます。  
ます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

### 議 事 日 程 （第4号）

平成28年3月15日（火）午前9時開議

#### 日程第1 通告による一般質問

---

議長（大久保 武君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画などの撮影及び録音などにつきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） きの中の一般質問の最終で、4分を残して町長の答えをもらっていない部分について答えを求めべき要求したわけですが、それがそのまま議事というか、一般質問を終了されました。加えてけさ、議長のほうにその旨は答えが完全になっていない限り、ちゃんと答えをもらうまで、質問している者はその権利を有していると、こういうふうに申し込んだわけですがけれども、議長のほうから答えたくないの答えなくていいのだというふうな一つの議長の答えが返ってまいりました。それでいたのであれば、議会なんかある必要もないわけでありまして、私はこれから4人の議員さんが質問することにつきましては、やはり事務局長にも言っておきますけれども、答えたものについて執行部が答えなければならないものが消化されていないうちは、その議案

は質問者の質問は終了していないのだと、そういう認識のもとに公平な議事進行を進めることを議長に要望しておきます。

以上です。

議長（大久保 武君） わかりました。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

また、本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可しますので、ご了承願います。

---

### 日程第1 一般質問

議長（大久保 武君） 議事日程第1、通告による一般質問を行います。

きのうの会議に引き続き、順序に従いまして質問を許します。

初めに、5番、大久保弘子議員の質問を許します。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告順に従って一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、子どもの貧困問題についてご質問をしたいと思えます。今貧困と格差の拡大が深刻になっております。日本の相対的貧困率は16.1%、子どものいる世帯で2012年で16.3%になっています。日本は6人に1人が貧困ラインを下回る社会になっています。貧困は特別な人の問題ではなく、多くの国民にとってすぐ身近にある、人ごとでない状況が生まれてきています。とりわけ女性と子どもの貧困は深刻です。ひとり親家庭の子どもの貧困率は54.6%、これは2012年の統計ですが、OECD、経済協力開発機構加盟国34カ国で日本は最悪であることがわかっています。貧困世帯の子どもと一般家庭の子どもでは、大学進学率にも大きな差があります。仕事を2つ、3つかけ持ちでやり、やっと子どもの教育や暮らしをつないでいる家庭もたくさんあります。子どもとしっかり向き合う時間もない、会話する時間もほんのわずか、これで本当の家庭教育や子育てができるのでしょうか。生まれ育った環境による親から子どもへの貧困連鎖を断ち切ることが重要かと思えます。そこで質問させていただきます。当町においては、年収300万円未満の世帯数は何世帯か、お聞きをいたします。

2番目に、子どもがいる世帯とひとり親世帯は何世帯か、お聞きをいたします。

次に、町長にお聞きいたします。子育て支援が急がれる中で、山梨県では第2子以降の保育料を無料とする制度を導入しました。年収640万円未満の家庭の子どもで3歳未満が対象ですが、第2子を持つ世帯の約8割が該当するということです。茨城県が昨年7月から8月に実施した県政世論調査では、子育て支援、少子化対策がトップになりました。2016年度は、人口減対策や子育て支援策に重点を置いた予算化が各自治体で行われております。古河市では、ひとり親世帯への負担軽減策として、児童クラブの保護者負担と小学校給食費を全額助成する方針を示し、年収約360万円未満のひとり親世帯の児童約250人を対象に3,700万円を予算計上しました。また、大子町では、既に小中学校の給食費は無料化をされておりますが、高校の希望者にも給食の提供に1,000万円の予算化や、教育ローンの100万円の助成など、重点的な子育て支援策が予算化されております。常陸太田市では、少子化、人口減少対策として約9億3,600万円を計上し、市立小中学校の給食費の半額助成として7,773万円、またインフルエンザ予防接種の助成対象を15歳から18歳までに拡大、牛久市でもマル福高3まで拡充、取手市やひたちなか市でも子育て支援に力点を置いた予算化を行っております。

そこで、町長にお伺いいたします。当町では2016年度地方創生予算として子育て支援策は新規に6項目、1,139万6,000円プラス拡充分インフルエンザなどで396万9,000円となっており、そのうち直接家計費を支援するのは896万8,000円とインフルエンザ予防接種中学3年までの拡充分としております396万9,000円です。自治体によって財政規模は違いますが、学校給食の助成や教育ローン助成、マル福の拡充など直接家計が助かる支援を重点的に行い、家庭の経済の事情により子どもの教育に格差が生じないよう最優先課題として取り組むべきではないでしょうか。

続きまして、2番目に、国保税の引き下げについてお伺いいたします。今、住民の負担能力をはるかに超える国保税が全国各地で大問題になっております。2015年度では、世帯当たり年20万円を超える金額、1人当たり9万5,000円超です。滞納件数は、2015年3月8日現在で1万1,749件に上ります。今後もふえる可能性があるとのこと。高過ぎて払え切れないというのは多くの町民の皆さんの声です。政府は、市町村が運営する国保の都道府県単位化、広域化を進めています。その中で打ち出したのが、2018年度をめどに公費3,400億円が毎年公費投入されるということになりました。厚労省は、被保険者1人当たり約5,000円の財政改善効果だとしております。2016年度の支援金も2015年度と同額になっています。そこで、2015年度分は2015年12月に3分の2を交付し、残る3

分の1を2016年3月末までに交付するとしていますが、全額で幾ら交付されたのか、お聞きいたします。

また、2015年度分はどう使ったのか、お聞きいたします。政府は、2018年度をめどに毎年交付すると言っていますが、2016年度分は交付されたのか、まだでしたらいつごろ交付されるのか、お聞きをいたします。

3番目に、地場産業の活性化についてお伺いいたします。農産物の6次産業化の推進をということで、農産物の加工の推進、米の消費拡大についてお伺いいたします。当町は、農業を基幹産業として位置づけ、自立のまちづくりを進めています。町長は、総合計画の第4章1節1項、農業経営の強化として基本方針の中に地場産農産物のPRやブランド化、農産物の加工品の開発の推進をしていくとしています。また、地方創生総合戦略においても、その取り組みとして第1番目に掲げられております。しかし、政府はTPPを強力で押し進める方向で日本の農業のあり方も大きく変えられようとしています。そのような中で基幹産業をどう守り、発展させていくかが当町にとって大きな課題であると思います。産業振興課長にお伺いいたします。1番目に、現在大規模農家及び中小農家数は何戸あるのか。その中で米作農家は何戸あるのか、お聞きいたします。

総合計画における具体的な施策の一つとして、小規模経営農家への応援、直売所運営の活性化とともに地元農産物の地産地消の推進、6次産業化の支援などが掲げられています。現在稲作農家は、米価の下落により経営が厳しい状況にあります。今後TPPの強行により関税が撤廃されれば、ますます地域の農業は窮地に追いやられます。そのような中で地域農産物の地産地消を進める一つの手段として米の消費拡大につながる新たな食品素材として6次産業化に取り組む事業者や自治体の注目を集めているのが米ゲルを利用した開発です。

つくば市にある農研機構が開発した米ゲルは、クリームチーズやシュークリームなどの既存品の代替品として活用でき、パンやうどんなどにも加工できる用途の広さもあるということです。水と米でつくるグミのような食品素材で、低カロリーで小麦アレルギーを持つ人も安心して食べられるというもの。つくば市柳橋の農産物直売所では、ピザとスープの新商品を開発し、販売を始めているということです。那珂市では、2月24日に研究所の杉山純一さんを講師に招いたセミナーを開催しています。秋田県大潟村では15年以上前から研究され、2003年ごろから減反の水田を利用して小麦にかわる米粉パンを製造し、ホテルや学校給食などに供給しています。私も取り寄せて食べてみましたが、

しっとり感、もちもち感と甘さがあります。町内の直売所や学校給食、病院や施設などに普及したり、町外にも販路を広げるなど、地場産業の活性化に大いに役立つのではないのでしょうか。当町でもセミナーの開催から始めてはいかがでしょうか、町長いかがでしょうか。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（大久保 武君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

1、子どもの貧困問題について、年間所得300万円未満の世帯数についてでございますが、八千代町において年間所得300万円未満の世帯数の全てを算出することは難しいため、児童手当受給者の中で世帯の収入額を算出し、所得を給与所得と仮定しまして収入合算額300万円未満の世帯を抽出しましたところ、児童手当の受給者1,630名中362名で、22%という割合を占めております。

次に、子どもがいる世帯とひとり親世帯はについてでございますが、児童手当受給者は現在1,630名であります。児童手当受給者は、15歳の年度末までのお子さんを養育する保護者が対象となっております。このうち、ひとり親などを対象とする児童扶養手当の認定を受けている方が194名で、児童手当受給者の12%を占めております。遺族年金受給者や所得制限を超える場合は、児童扶養手当を受給していないため、これらの方々を含めたひとり親世帯については272名であります。児童手当受給者の17%を占めております。

次に、子育て支援対策についてでございますが、主なものにつきましては、平成28年度からは国の幼児教育無償化に向けた取り組みにより、多子世帯及びひとり親世帯の保育料負担軽減事業を実施いたします。具体的には、年収360万円未満相当世帯において、小学校就学前までとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃しまして、第2子半額、第3子以降無償化を実施いたします。

保育所・認定こども園入所児童数697名のうち、年収360万円未満相当の階層に該当する約260名、37%程度が多子計算の対象となる見込みであります。

ひとり親世帯につきましては、同じく年収360万円未満相当、1号認定では、2階層から3階層まで、2・3号認定では、第2階層から4階層までの一部までの第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料が無償化の対象となります。

本町では、平成27年度の国の新制度の施行による利用者負担を設定する際に、従来幼稚園の保育料を負担していた1号認定の利用者に対し、従来の負担を超える負担とならないように、特定教育・保育施設給食費助成金支給事業を実施しております。これは、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の2人目及び3人目以降の給食費負担を助成するものであります。

平成28年度からは新たにひとり親世帯に対して児童クラブ利用料助成事業を予定しております。これは、児童扶養手当の全部支給対象のひとり親に対して、利用料月額6,000円を助成するものであります。児童クラブ事業につきましては、子ども・子育て新制度において、小学校6年生までの受け入れ拡大が実施されましたが、本町では従来より6年生までの受け入れを実施しており、安心して子どもを養育する環境の整備に努めております。

また、経済的理由により小中学校の就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対しまして、学用品・給食費の支給などの就学援助を行っております。中でもひとり親に関しましては、児童扶養手当受給対象者は準要保護者として認定し、支給対象としております。

子どもを産み育てやすい環境整備としまして、子育てに係る経済的な負担の軽減が求められておりますので、八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みでもある経済的な支援策の充実に努めてまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 町民課長。

（町民課長 塚原勝美君登壇）

町民課長（塚原勝美君） 5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

国保税の引き下げについて、国の保険者支援金の活用で保険税の引き下げをのご質問でございます。本年度市町村国保に対し保険者支援制度拡充分としまして約1,700億円の公費が投入され、財政基盤の強化等が図られております。本町の試算では、一般会計からの繰入金のうち、保険基盤安定繰入金保険者支援分としまして約3,200万円の増となる見込みでございまして、総額で5,300万円となる見込みでございまして、平成26年度につきましては、約2,000万円の保険者支援分として町のほうに繰り入れられております。

このたびの公費の投入は、国保特有の低所得者対策の拡充でありまして、一般会計から法定外繰入金に頼らざるを得ない市町村保険者に対する財政支援が目的とされております。

本来国保特別会計は、被保険者から納められる国保税を基本として運営されており、財源が不足した場合、国保税を引き上げて対応すべきものでございます。

しかし、本町の保険税は県内で上位に位置しておりまして、保険税を引き上げることが難しいため、町長のご理解を得て毎年法定外繰り入れをしていただいております。平成27年度は約1億6,500万円になる見込みでございまして、何とか運営しているという現状でございます。したがって、健全な国保財政運営を進めるため、国民健康保険税の引き下げにつきましては難しいものと考えております。ご理解のほどよろしく願います。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木喜栄君登壇）

産業振興課長（青木喜栄君） 5番、大久保弘子議員の通告によります一般質問にお答えいたします。

地場産業の活性化についてでございますけれども、当町は農業を基幹産業としまして、野菜を中心に稲作・果樹・畜産など都市近郊型農業を展開し、これまで発展してきたところでございます。

しかし、近年の農業・農村を取り巻く状況は、従事者の高齢化、担い手不足、TPPへの参加によります農産物価格下落への不安など課題が多く、非常に厳しいものとなってきております。

このような状況の中で当町におきましても、これらの状況に対応し、基幹産業であります農業を持続させていくためには、農産物の6次産業化の推進は大変重要であると考えております。

さて、当町における6次産業化の取り組みの現状でございますけれども、まず農産物の加工品の推進につきましては、当町の特産品の一つでございます白菜を活用しました「白菜メンチカツ」、そしてこちらを町内の精肉店や飲食店等で販売していただいております。

そして、次に米の消費拡大についてでございますけれども、先ほどご質問にござい



した八千代町内の稲作農家数というようなことでございますけれども、この数につきましては、稲作農家数につきましては、把握はしておりませんけれども、町内の販売農家数としましては、2010年の農林業センサスの統計によりますと、1,292戸でございます。そしてまた、先ほど大規模農家はそのうちどのぐらいかというようなご質問でございますけれども、この大規模農家数を認定農業者ということで申し上げますと、33戸の稲作関係の認定農業者、大規模の方がいらっしゃいます。

さて、また次に米の消費拡大につきましては、まず米粉の活用がございます。茨城県におきましても米粉推進プロジェクトが実施されまして、お米の新しい食べ方の普及と、食料自給率アップに取り組んでいるところでございます。また、米の生産調整関連では、国の助成金でございます水田活用の直接支払交付金におきまして、飼料用米、そして米粉用米が支援対象とされておりまして、八千代町農業再生協議会におきましてもその推進を図っているところでございます。

ここで、米粉用米の動向について申し上げますと、全国的な利用量は着実に増加はしているものの、その伸びは鈍化しておりまして、生産量は持ち越し在庫による原料米対応が行われたこと等によりまして、平成24年産以降減少している状況でございます。また、米粉は製粉コストが小麦粉に比べまして高いことから最終製品価格が高くなりまして、その低減が課題となっているところでもございます。

今後につきましても、国県の動向や民間事業者等の情報を注視しつつ、農産物の加工品の開発や米の消費拡大に関係機関と協力しながら推進してまいりたいと考えてございます。

また、6次産業化の取り組みに当たりましては、生産・加工・販売というプロセスがあるために、農業者や民間事業者等の主体的な取り組みが必要不可欠でございます。町といたしましても、農業者や民間事業者等からの相談に対しまして、茨城県農林振興公社に設置されております6次産業化サポートセンター、こちらと協力しまして、6次産業化プランナーを派遣しまして助言、指導を行い、取り組みを支援してまいりたいと考えてございます。

以上、ご理解のほど申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えします。

初めに、子どもの貧困問題についてでございますが、詳細については福祉保健課長が答弁したとおりであります。

八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、安心して子どもが産み育てられる「まち」をつくることを目標に掲げまして、その中で経済的な負担を軽減するため、経済的な支援の充実を図ってまいります。

議員の質問にありましたように、他の自治体で実施されている施策につきましても、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、国保の引き下げをということでございますが、本来国保財政の財源が不足した場合には、国保税の引き上げによって対応すべきであります。しかし、国保加入者の被保険者は社会的弱者と言われる高齢者の方や定年等を迎えた、会社を退職し、収入の少なくなった方が多く加入している現状でございます。このような被保険者の経済的負担の軽減のため、町から法定外繰り入れを行い、財政援助をしているところでございますが、この法定外繰り入金は毎年ふえ続けており、厳しい町財政の中で大きな負担となっております。

このため、国の保険者支援金を活用しての国保税の引き下げにつきましては、困難であると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、地場産業の活性化についてでございますが、ただいま担当課長がお答えしたとおりであります。当町におきましても、地域の農業振興は非常に重要な課題でありますので、農産物等の地域資源を活用して、町の特産品が開発されるよう、今後も推進してまいりたいと考えております。議員各位のご協力のほどをよろしくお願いいたします。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

先ほど担当課より、ひとり親家庭の360万円未満の第1子保育料半額負担ということがありました。しかしながら、児童扶養手当の受給世帯、先ほどありましたが、その6割は子どもが1人の家庭が多い、ひとり親家庭では、その子どもの6割が1人ということになります。その第1子分の支援、それについて第1子が保育料半額とおっしゃいまし

たけれども、これはやはり子育て支援ということであれば、第1子の保育料全額支援、それをするべきではないかと思えます。

また、今回の地方創生予算、先ほど町長からもご答弁がありましたが、それに基づく支援をしていくと、対策をしていくとおっしゃっていましたが、今回の地方創生予算には約1,300万円の子育て支援関連予算が計上されております。一般会計予算の全体を見てもみますと、低所得者やひとり親家庭に対して、ひとり親家庭の低所得者に対しての臨時福祉給付金、これは低所得者及びひとり親家庭に対しての給付金です。それが2014年に比べて半分になっています。それから、子育て支援臨時給付金は、消費税増税8%のときに、2013年度から支給されて、1人1万円が支給され、14年度は6,000円、15年度は3,000円で、26年度ではゼロになっております。こういうことでは、せっかく地方創生の子育て支援といいながら、逆に支援給付金はマイナスになっているということになります。

地方創生予算比では、今言ったように、子育て支援金が全体からすればマイナスになっている、これでは子育て支援にはならないと思えます。町長が総合戦略において安心して負担軽減をされるようにしていくと、その総合戦略において1,300万円の子育て支援策がとられておりますが、結局は全体からすればマイナスになっていると、そういうことですので、学校給食の無料化、保育料の助成の拡充、そういうことにもっと予算を計上すべきではないかと思えます。

それから、国保税についてですが、先ほど担当課からご答弁いただいて、今の現状では引き下げは無理だというお話でした。厚労省では1人当たり5,000円の財政改善効果だと言っております。にもかかわらず、町の国保財政ではちょっと引き下げは無理だというお話でした。この財政支援3,200万円、国の全体からすれば3,400億円、それに対して町に3,200万円が来るということになっております。1人当たり3,760円に計算するとなるのです。

ある町民の方は、国保税の納付の厳しさを反映して、このような声も上がっております。特定健診、これは分野が違いますが、健診の受診率が今3割台にとどまっている。受診率を大きく引き上げる努力を徹底することで、病気の早期発見につながり、医療費を抑制することになるのではないかと。保険給付を低く抑えれば、保険税の引き下げにつながることはできるのではないかと、そういう高過ぎる国保税に対する率直な声だと私は思います。毎年3,760円ずつ引き下げ、結局3年間で1万1,000円の引き下げにつながる

わけですから、これは町として努力すべきではないかと思っております。

また、地場産業の活性化についてですが、先ほど6次産業化の対策として白菜の産地である八千代町のそれを特産物を生かした白菜メンチカツなどの今製造販売を行っている、そういうことがおっしゃられました。米粉については、価格コストが高いからなかなか難しいというお話でありました。しかし、これは努力をすれば販売網などを活発に広げたり、学校給食とか、それから病院、その需要の多い施設、そういうところにどんどん普及し、販路を広げることによってコストも引き下げることができるようになる、と私は思いますが、6次産業化のサポートセンターの確立がされておまして、そのプロセスの確立に努力するというお話でしたが、私は今回の地方創生予算の中では、農業に関する予算は全然計上されておられません。そういう中身ですから、農業を基幹産業にするといっているながら、そういう中身になっているわけです。ですから、当町でもセミナーの開催から始めてはいかがですかと、先ほど1回目の質問では質問したわけです。町長いかがでしょうか。答弁によってはまた質問させていただきます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 5番、大久保議員の質問にお答えします。

子育て支援が地方創生の中で少ないのではないかとということでございまして、今大体八千代町のまち・ひと・しごとの総合戦略の中では約6,400万円少子化対策あるいは高齢化対策、また地方の活性化ということで企画財政課で案をつくりまして、その今までやった子育て初め高齢化対策は上乘せする予算でありまして、いろいろこの問題につきましても昨年度よりやっぱり施策としてはよくなっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

子育て等におかれましても、将来は保育園あるいは幼稚園、また小学校においてはこれからの地方創生の中では無料化になる可能性があるということでございまして、大久保議員さんも山梨あるいは岡山の奈義町等におかれましては、無料化に近い線で町政を運営しているような状況でございます。現在はなかなか厳しいが、将来はこういうふうになる方向であると私は認識しております。八千代町においても、そういう方向で今町政を推進しているところでございます。

そのほか国保税の引き下げ等におかれましては、27年度は八千代町で1億6,500万円出しておりますので、繰り入れをしておりますので、当面はご理解いただきまして、近い

将来は県一本になるようでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

そのほか6次産業化を図ればということでございます。先ほど産業振興課長が申したとおり、いろいろ米粉等におきましてもこれからの研究課題ということございまして、いろいろ野菜を中心とした特産物ということございまして、いろいろキムチ等におかれましても、キムチも販売したらどうかということございまして、憩遊館を中心としてやっておりますが、なかなか大量販売までいかないのが実態でございます。直売所も農協と憩遊館にあります、憩遊館等においては1億円ちょっとということで、また農協の直売所は1億5,000万円から2億円近くの売り上げがあるようございまして、いろいろ特色を出した販売をしております。

特に普通作、米を主体にしておる大きな農家も33戸ありますが、いろいろ6次産業としてなかなか米を精米して販売するのは簡単でございますが、6次産業まで持つていくにはなかなか難しような実態でございます。農協初め各外国といろいろ、今現在下妻を中心として農協も販売をしているような状況でございますが、現時点の米粉販売をしたり、いろいろ野菜をつくってその6次産業化、なかなか八千代の農家には向かないような仕事でございまして、いろいろ農協の直売所においても1億5,000万円、八千代のかい農家1人で1億5,000万円の販売農家がございますので、なかなかそこまでいかない。近い将来6次産業ということございまして、農家が共同でやるとか、あるいは大企業を導入した中でやれば、そういうところへ生産物を集めてやる方が多いのかと思ひます。いろいろ研究した中で農産物の高値販売ということで研究してまいりたいと考えています。

以上であります。

議長（大久保 武君） 最後に、再々質問ありますか。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、質問させていただきます。

先ほど町長より子育て支援策について、地方創生予算に上乗せしてあるとおっしゃいました。しかしながら、初めの質問もさせていただいた中で、上乗せどころではない、マイナスになっているのです。全体からしてです。ですから、子育て支援策、これ喫緊の課題ですから、今後予算を計上して行ってほしいと言っているわけです。

その中身としては、給食費の援助とか、マル福の拡充とか、教育ローンの助成とか、先ほど最初に質問の中身でお伝えしたとおりですが、マイナスということになっているということは、子育て支援策で困っている人を助けなくてもそのままでもいいということになりますよね。先ほど質問の中で、地方創生予算はさまざまな4,700万円、大体、今回地方予算で2016年に計上されましたものです。それと、補正予算で6,000万円ちょっとですけれども、その中には社宅、それから社員寮、それから空き家対策などたくさんの予算が計上されております。その中で1,300万円の子育ての支援予算ということですが、実際は臨時福祉給付金の半減、それから子育て支援の臨時給付金、それがゼロになっているわけですから、差し引きすればマイナスになるわけです。それで本当に子育て支援と言えるのでしょうか。今後給食費の補助、助成、それから先ほども言いましたように、保育料の全額補助、助成、そういうことにしっかりと予算化していただきたいと思えます。

また、農業の活性化についてですが、近い将来とおっしゃっていましたが、近い将来というのは何年先のことかわかりません。しかし、現在、今の時点でそういう小さなことから始めて、将来的にはそういう地場産業を活性化していく、そういうことを私は言っているわけですが、地場産業活性化といってもいろいろなことがあります。

先ほど課長からも答弁いただきましたが、販売農家は1,292戸と言っていましたね。その中で認定農業者は33戸なのです。結局大半、ほとんどが販売農家、中小農家であるわけです。そういう農家に対しての対策としていま一つ提案しているわけですが、今後たくさんやっぱり地場産業の活性化については研究をしていく課題であると思えますが、その一つとして今回地方創生の中には含まれておりませんでした。セミナーの開催ということの本格的に本気になって取り組むということが大事なのではないのでしょうか。その辺がちょっと何か本気度が示されていないなと思いました。

以上、私、町長の答弁をいただきまして、一般質問を終わらせていただきます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 子育て支援について、八千代町はゼロになっているということが、今回の地方創生の八千代町まち・ひと・しごと総合戦略の上乗せになっておりますので、よく予算書を見てください。今まで以上に6,000万円上乗せになっているということでございます。ゼロになっているなんていうことはありませんので、福祉行政全般に

上乘せになっているものでございます。

そのほか国保税等においても、先ほど申したとおりでございますので、県一本化になったときにはまた八千代町の繰り出しはなくなります。一般的に八千代町の国保税は高いということでございまして、県一本化になった場合にどうなるかわかりませんが、多分現状以上になるかと私は確信しております。

また、米飯の米につきましても、米飯の米のパンの給食でございます。米粉ですか、いろいろ高値に推移しているということでございまして、八千代町の給食センターでも1回やりましたが、それでうまいのであればいいが、幾らかかためということで、製粉化すると高目に推移していると。どこのあれでも取り扱えるのが現状でありまして、いろいろ米飯等においては、そしてうまくないということでございまして、いろいろ金もかかるということでございます。パンに移行するのがあれかと思うのですが、米粉等におかれましても八千代町も財源が少ないので、いろいろ他市町のようにはなりません、そういうことでございまして、ひとつよろしくご理解をいただきたいと思っております。

議長（大久保 武君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木喜栄君登壇）

産業振興課長（青木喜栄君） 先ほどの大久保弘子議員さんの認定農業者数で、私のほうからちょっと訂正がございますので、申し上げさせていただいてよろしいでしょうか。

先ほど33戸の認定農業者ということで議員さん言っていらっしやいましたけれども、こちらの稲作農家につきましては33戸でございまして、全部では現在野菜等全部含めまして認定農業者の数は266名ということで、そういう数字になっておりますので、ご理解のほどひとつよろしくお願ひしたいと思っております。済みません。

議長（大久保 武君） 以上で5番、大久保弘子議員の質問を終わります。

次に、2番、国府田利明議員の質問を許します。

2番、国府田利明議員。

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、私の項目は3項目となっております。1点目といたしまして安静小学校のグラウンド整備について、2項目めといたしまして個人情報保護条例について、3項目めとしてセクハラ告訴事件についてでございます。順を追って一般質問をしていきたい

と思います。

初めに、安静小学校グラウンド整備について。小学校の行事であります体育祭は、地域の住民も観戦参加できる楽しい祭事であります。八千代町地区5校同時で行われるはずの体育祭におきまして、去年は安静小学校だけ1日おくれの体育祭となりました。原因は、グラウンドの水たまりが多く、グラウンドの状態が悪く、はけないということでした。体育祭当日、私は来賓席よりさまざまな競技や演技を観戦し、地元の保護者の方々とお話をする中で、開催日のおくれやグラウンドについての苦情が多数聞かれました。体育祭終了後、後日に町長との話をする中で、私はグラウンドの整備を依頼いたしました。

今回の予算の中で安静小学校のグラウンド改良工事が予算組みをされ、工事が行われますが、工事の施工及び日程についてお尋ねをいたします。

1点目といたしまして、学校教育課長にお伺いをいたします。具体的な工事の日程と日程の説明をお願いをいたします。

2点目といたしまして、町長に質問いたします。学校関係者や児童への安全対策、また事故の防止等の指導についてご見解をお願いをいたします。

続きまして、個人情報保護条例について。八千代町の個人情報が漏えいをしているのではないかと、そういった町民の声をもとに、去年の3月の定例会と前回の12月の定例会でこの質問を私はしてきました。その際、今までの町長や副町長、課長等の答弁では、漏えいをさせた事実はないと認識している。漏えいはさせていないと。また、条例に従って適切な管理をしているとのことでした。

私は、前回の一般質問で質問したところ、税務課長からは、首にされそうですと私が申し上げたことは確かにございます。それは、納税義務者と納税相談の中で税金を預からないと立場上帰れないのです。首にされてしまいそうですとのことと言った記憶がございますと答弁がありました。

また、昨日も先輩の議員さんからも、個人情報保護条例、町長の守秘義務について守られているのかとの質問がありました。そういった事実はないとの答弁でした。町長みずから漏えいをさせているのでしたら、それは町としても、町民から大きな不信任が湧き、多大な問題だというふうに思われます。

そもそも町長は、町のさまざまな情報を知り得る立場であり、管理監督責任者なわけですから、万が一守られていないのであれば、それは職権濫用に値する、あってはなら



ないということだと思います。

ここからは質問に入らせていただきます。まず、税務課長にお伺いいたします。町長や副町長、税務の情報を伝えるに当たり、課長はどのように町長や副町長に上げているのか。また、頻度についてもお聞かせをいただきます。

続きまして、町民課長に伺うのですが、伺う前に町長に私、こういうことを言われたことがあるのです。「国府田議員は、八千代町に住んでいないんじゃないか」、「誰が言ってるんですか」、そういったことがあったのです。そうしたら町民課長が言っている。町民課長に伺います。これは議員として、一町民として私はきちんと把握しておきたい。町民課長、町民課長は町長が町民課長が私が住んでいないと言っているというふうに聞きましたが、それは町民課長が本当に言われたことなのか。私の住居についてそのようなことを言ったことがあるのかどうか、お伺いをいたします。

そして、副町長にお伺いいたします。町長や課長の情報の漏えいが万が一人為的なミスで事実として立証された場合、どのような罰則が適切なのか。また、どういうふうに関税務課長に指導しているのか、お伺いをいたします。

そして、町長に伺います。昨日も大久保議員のほうから個人情報の保護法についてありましたが、個人情報を管理する監督責任者、みずからもおっしゃいましたが、あるにもかかわらず、どうしてこういったことが町民から、議員から出てくるのか。再度確認します。漏えいをさせていないのでしょうか。

そして、2点目として、先ほど町民課長に質問したことと関連しますが、町長に私は「国府田議員、住んでないんだよ」、直接言われたのです。町民課長が言ったその根拠がないことを言った理由をお聞かせください。

続きまして、セクハラ告訴事件について。昨年6月に町長の強制わいせつ告訴事件が浮上ってきて、町民の多くの声に基づいて、昨年6月から私は一般質問をしてきました。町長には説明責任があるということを強調して言ってきましたが、町長から返ってくる答弁は、初めは「私的なことだからコメントは差し控える」といった答弁になっていないご返答で、町民からは、町長は事実無根で遺憾だと、さらには名誉毀損で刑事、民事ともに公的措置をすると記者会見をしたのに、その公的措置をしたかしないか、きのう質問の答弁されませんでした。裏腹とも感じられる説明責任を果たしていないとの声が多く聞かれます。

前回の質問でも、昨日の答弁でも、現在検察と警察の判断を見守るので、ご理解くだ

さいや、12月の定例会の答弁では、処分について、処分は出るときに考えるので、今は勘弁してほしいと、そういうふうに述べられました。今まで私を含めて約半数の議員がこれに関する一般質問をしているわけであります。

今年の成人式で、「スケベ町長、俺にも金くれよ」、そういった成人になりたての町民からやじと見られることもありました。私が言いたいのは、町民から聞く声で、今容疑者という立場の中で、実際にやったのかやっていたのかということではなく、そういう容疑をかけられているということ、そういう行動をとっているということ、政治家、公職であるにもかかわらず、ふさわしくないというふうに思います。

町長は告訴が50代の女性の1人であった話から、答弁で「付録」と言ったこともあります。その付録だとおっしゃった演歌歌手の方に対して、きのうの答弁で町長は「はめられたんだ」と、「三城ゆり子にはめられたんだ」というふうにおっしゃいました。どんどんと話の展開が変わってきているように私は感じます。

また、昨日の一般質問でも、八千代町のイメージダウンについてのことや、告訴は三城ゆり子にはめられたと大多数の町民が言っていると言われましたが、私にはめられたというのはだまされたとか、仕組まれたとか、おとしめられたとか、そういったふうにはめられたというのは解釈をいたしました。

ここから質問に入らせていただきます。まず、教育長に伺います。小中学校の教育上の問題に影響はないのでしょうか。また、成人式でやじが、やじというか、発言ですね、ああいった発言が飛んだことに対してどう感じられたのか、答弁願います。

続いて、副町長に伺います。まず、町長が今容疑者という立場の中で、公務に支障を来したことはなかったのでしょうか。

2点目といたしまして、けさの新聞で「はめられた」と、きのうの答弁も聞いてどう感じられたか、お伺いいたします。

そして、町長、1点目として、町長は今そういった容疑をかけられている立場の中でお仕事をされているわけですが、ずっとこうやって一般質問をして、町民や議会に説明をしないことは、しない理由を1点目として聞きます。

2点目として、きのう「はめられた」と町長がおっしゃった三城ゆり子さんのほか、50代の女性、一番最初に告訴された方ですね、それではめられたのか。そして、宮城の演歌歌手の方も含めて、町長は3人にはめられたのかどうかということをお伺いをいたします。

それともう一点最後に、計3点になるわけですが、もう一点お聞きします。町長、検察や警察の判断を見守るので、ご理解くださいとか、きのうの答弁と同様ですという答弁はやめてください。そういった中で最後にそういったことが浮上してきた中で、マスク等取材に対しどのように対応しているのか、ご答弁願います。

議長（大久保 武君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 水書正義君登壇）

教育次長兼学校教育課長（水書正義君） 2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えいたします。

私のは、安静小学校グラウンドの整備についてということでございます。安静小学校のグラウンドにつきましては、グラウンドの南側に排水用の側溝は設置されているものの水はけが悪く、昨年の運動会においても排水不良により町内の小学校で唯一順延となっていました。

屋外での学校行事が天候に左右されるのはやむを得ないことではありますが、グラウンドの状態によって影響が長引かないような配慮も必要であると考えております。

平成28年度、本年度の当初予算において、議員さんが申されたように、安静小学校のグラウンド整備事業として実施設計及び工事請負費を計上しており、秋の運動会までにはグラウンド整備を完了させる計画でおります。学校グラウンドは体育の授業があり、しかも児童の安全確保が優先されますので、基本的には夏休み期間中での工事になるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 税務課長。

（税務課長 野村 勇君登壇）

税務課長（野村 勇君） 2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えいたします。

最初に、条例制定の経過及び内容等に触れさせていただきたいと思います。個人情報保護法は、高度情報化社会に向けて、個人の情報の保護と個人の情報の活用の両方を大切にしていくためにつくられたものであります。

平成15年5月に法律が成立し、平成17年4月1日以降全面施行されました。当町の八千代町個人情報保護条例及び同施行規則も同年に成立しまして、平成27年9月の条例改正を経て現在に至っているところであります。

この法律の重要部分は、個人情報を活用することによって経済活動を発展させ、高度情報化社会を支えるとしているところにあります。そのために一定のルールをつくって個人情報を適正に流通させることとしております。

八千代町個人情報保護条例の第1条には、目的として、町が保有する個人情報の開示等をする権利の保障と個人情報の適正な取り扱いの保護に関し必要な事項を定め、個人情報の保護を図り、もって個人の権利及び利益の侵害を未然に防止し、個人の尊厳の確保と町民の基本的な人権の擁護に資するとあります。

また、2条では、法律中の言葉の定義として、実施機関とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会としております。さらに、個人情報とは、個人に対する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する個人の個人情報及び事業を含む個人の当該事業に関するものを除くと、このようにされております。

議員ご質問でありますどのような場合に納税者の情報を伝えているのか、そして頻度はどの程度か、こういう内容であったと思います。お答えしますと、茨城租税債権管理機構に事務移管をする場合、または特別滞納整理を実施する場合、決算あるいは予算等の状況を求められた場合に、そのようなものに応じて報告をしているところであります。頻度につきましては、以上のようなもののほか、必要に応じてと、このような形で報告をしているところであります。

以上であります。

議長（大久保 武君） 町民課長。

（町民課長 塚原勝美君登壇）

町民課長（塚原勝美君） 2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えいたします。

個人情報保護について、町長、課長の発言等についてのご質問でございます。まず最初に、住民票の職権消除までの業務の流れについてご説明をさせていただきたいと思っております。

住民基本台帳法第3条第1項に「市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない」。また、第3項には「住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うよう努めなければな

らず、虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない」と規定されております。第1項でいう正確な記録が行われるとは、住民基本台帳に記載された内容と住民の居住関係の事実が合致することをいいます。

住所とは、民法第22条に「各人の生活の本拠をその者の住所とする」と規定されておりますので、仮に生活の本拠と住民基本台帳に記載された内容とが相違する場合には、市町村窓口において同一となるよう届け出をしていただく必要がございます。

住民基本台帳法第6条第1項に「市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編製して住民基本台帳を作成しなければならない」と規定されております。ここでいう住民基本台帳とは、その市町村の住民全体の住民票をもって構成される住民に関する記録を行う公簿をいひまして、住民票とは、個々の住民につき、その住民に関する事項を記載する帳票をいひます。そして、住民票は、住民の居住関係を公に証明する唯一の公簿であり、その正確性が求められております。

しかし、住民の届け出だけに依存しては、その正確性、ひいては公証力を担保することができなくなることもあり、そうした場合には住民票を事実と一致させるため職権記載等を行うこととなります。職権記載には住民票の記載、削除、記載の修正があります。市町村長は住民基本台帳法第34条により定期、また必要があると認めるときは住民票の記載すべき事項について調査することができることとされております。

中でも住民票を職権で削除する職権削除は、多くは日本人の場合は親族から届け出があったときに行います。また、外国人の場合は雇用主、派遣元からの届け出があったときに行います。この場合、職員が届け出から内容を聞いた後、2人1組で実態調査に出向きます。調査では対象者の関係人、また第三者からも話を聞き、確認をし、届け出内容に相違がなければ、削除した旨を公示し、住民票の職権削除を行います。

なお、調査は相手の理解と信頼を得て行わなければならない、職員には住民基本台帳法第35条により守秘義務が課せられております。

このように住民基本台帳の規定に基づき職権削除を実施しておりますので、行政が調査を実施しないまま住民票の職権削除を行うことはありませんので、よろしくお願いしたいと思います。

また、議員さんご質問の私が議員さんが住所地に住んでいないというようなお話をしたということではありますが、そのようなことを言ったことはありませんので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 教育長。

（教育長 高橋 昇君登壇）

教育長（高橋 昇君） 2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えいたします。

一般的には教育界においてはいじめによる自殺あるいは殺人等あった場合は、文科省を通して県から通達が来まして、校長を通して学校における先生方と生徒の信頼ということで悪影響はないようにしておるところでございます。

今回の質問は、セクハラ告訴事件についての対応及び責任についてということですが、教育には地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりますと、教育長の職務は教育委員会の指揮監督のもとに、教育委員会の所掌事務の執行に当たることとされております。職務権限内はこういうふうに指定されております。

したがって、議員からの今回の質問につきましては、教育長としては職務権限外であるということで、答弁は差し控させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（大久保 武君） 副町長。

（副町長 生井光男君登壇）

副町長（生井光男君） 2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えいたします。

まず、個人情報保護条例の策定経過、役割及び運用等の注意点、個々の果たすべき責任の範囲については、税務課長、町民課長からの説明のとおりであります。

高度情報化社会における本条例の重要性を十分に認識しているところでありますが、一定のルールを保った上での個人情報を活用し、これを住民の福祉の向上のために役立てるとともに、ひとしく重要であると考えています。

さて、議員の質問の町の管理等についてでございますが、八千代町個人情報保護条例第9条、適正管理では、1項、「実施機関は個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の状態を保つよう努めなければならない」。2項、「実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、破損及び改ざんの防止、その他の個人情報の適正な管理のために、必要な措置を講ずるように努めなければならない」と明記しておりますので、条例等を遵守し、その責務を果たしていきたいと考えております。

次に、町長、課長の発言等についてでございますが、それぞれが行政経験のある、責

任のある立場にありますし、研修等の中で条例等の趣旨について十分な知識を持っているものと私は思っております。

また、常日頃、さまざまな住民の方と接する中においても、自己の発言については、個人情報保護条例等を照らし合わせ、責任ある対応を求めているところでございます。私も同様に自己の発言等については責任を重んじ、慎重な行動をとるよう考えております。何とぞご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

あと、セクハラ事件のことにつきましては、この告訴につきましては、大久保町長が容疑というようなことで、きのうも大久保敏夫議員さんにお答えしたとおりでありまして、私といたしましても、現在のところは検察の判断を慎重に見守っていきたいと思っておりますので、議員各位にもご理解、ご協力のほどをお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えします。

初めに、安静小学校のグラウンド整備につきましては、先ほど学校教育課長が答弁したとおりでございます。工事に際しても児童の安全確保を最優先にして進めてまいりたいと考えております。

続きまして、個人情報保護条例についてでございますが、個人情報保護条例の策定経過、役割や運用等の注意点につきましては、先ほど副町長、税務課長、町民課長が説明したとおりでありますので、私からは、八千代町個人情報保護条例第2条にある実施機関及び首長の立場で答弁いたします。

実施機関の責務は、同条例第3条にありますように、この条例の目的を達成するため、個人情報の適切な取り扱いについては、必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じまして個人情報の保護に努めるものであります。

また一方、町が所有する個人情報を法令の範囲で使用し、情報化による恩恵を住民福祉の向上に役立てる必要があるとしています。実施機関等の責務については、当該条例等のこれら目的を不変の心構えで達成したいと考えております。

次に、町長、課長の発言等につきましてはですが、私自身、職務上日頃からたくさんの住民等に接する機会があり、町に対しての要求や要望等を毎日のように拝聴しておりま

す。このような機会においても発言する場合は数多く発生しますが、そのような場合についても、適切な表現、法令の許す範囲内の意識を行っています。また、課長等におかれましても、責務上等における発言内容や個人情報保護法に基づき、その範囲内で適正に使用し、個人の情報を住民の行政サービス向上につなげられるよう努力をされたいと、実施機関等の立場から指示をしております。

続きまして、セクハラの問題でございますが、現在のところ検察の判断を慎重に見守っているところでございます。国府田議員におかれましても、ご理解のほどお願いしたいと思っております。

適切な判断が下されましたら、しかるべき対応をとっていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

（「議長、その前に、答えが漏れている」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 町長、答弁漏れをちょっとお願いします。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 町民課長への機密漏えいということでございます。昨年度安静の消防団の結団式、操法大会に出るときに、私も国府田議員と酒を飲みながら、「国府田議員さん、どこから通っているんだ」と言っただけで、別段それ以上は追及しないで、国府田さんが怒ったような顔しただけで、別段私はどこから通っているのだと言っただけの話で、酒を飲みながら、町民課長から機密漏えいとかそういうことは全然ありませんので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（大久保 武君） 再質問。

2番、国府田利明議員。

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） 再質問の許可をいただきましたので、再質問させていただきます。

まず、1点目といたしまして、安静小学校のグラウンドに関しましては、学校教育課長のほうから答弁をいただきまして、私の母校であるこのグラウンドを安全な対策を十分に得て改修工事を行っていただきたいというふうに思っておりますので、要望をしたいというふうに思います。

続きまして、個人情報保護条例について、セクハラ告訴事件については、再質問をさ



せていただきたいというふうに思いますが、まず教育長に、先ほど私の範囲外であるというふうな答弁がございました。昨日の一般質問で小島議員の一般質問を引用させていただきますが、私も同様、小中学生からそういった「スケベ町長」と、陰ながらそういうふうに言っているのだと、そういうふうなことが聞かれる。悪影響か悪影響ではないか。教育長の耳にどう入ってくるかわかりませんが、例えば児童だけでなく、PTAからそういうふうなことを聞かれた場合、町長のこのセクハラ、町のセクハラ事件、セクハラ告訴事件、どうなっているのですかと、悪影響ではないのですかと聞かれた場合どうするのですか。何て説明するのですか。それを1点まず聞きます。

悪影響か悪影響ではないか、そしてPTAからそういうふうに言われた場合どう説明するのか、それを1点まずお聞かせください。

そして、個人情報、これはセクハラですね。セクハラ等のそれは答弁を求めます。

そして、セクハラの問題ですが、町として町長の経過を見守ると、副町長からありました。現状がわかって、見守るというふうに毎回毎回おっしゃってきたわけですが、町として、町長は事実無根ではめられたというふうに言っているわけですから、広報を通して広報に記載して、副町長、あなたは町のある意味トップとして、安心を町民に与えなければいけないのです。広報を通してそういったことをする気持ちがあるかどうか、するべきではないかというふうに思いますが、お考えを答弁願います。

そして町長、私が言っているのは、事実無根で遺憾だとか、そういうことが警察と検察の判断を見守るということを聞いているのではないですよ。最初からそう言っているのではないですか。何で答弁しないのですか。いいかげん答弁してくださいよ。別に私が裁けるわけではないのですよ。町長がやっていないならやっていない、だまされた、はめられた、落とし込まれたのだと、昨日言ったではないですか。三城ゆり子にだまされた、はめられたのだと。きょう新聞にこうやって載っているではないですか。はめられた。

だから、そのほかの2人の方もはめられたという認識でいいのですか。きちんと、前回の質問で捏造だというふうなことが、宮城の方は捏造だというふうにおっしゃった答弁を私は記憶しておりますが、きちんと、そういった逃げ腰なことではなく、答弁を願います。

そして町長、町として町長は名誉毀損で提訴しているのかしていないのかということ。さらには、町はイメージダウンをしているのかしていないのか。簡単な質問だと私は思

います。

そして、個人情報保護条例について質問いたします。税のことに對しては、十分に守られていると、そういった認識の中で質問したい部分もあるのですが、時間上の都合のため質問はいたしません。ですが、町民課長、町民課長の話で、町民課長は言っていない、そういったことは言った記憶はない。そして、町長は消防の結団式でそういった要はどこから通っているのだというふうに言っているというふうに言ったというふうにおっしゃいました。町長、これは町長のこの告訴事件のわいせつの事件が起こる前ですよ。一般質問もする前。

私は町長の人格ある意味疑いますよ、本当に。私はこういうことを、そういうふうなあなたがそういう発言をすると、それだけ実際そういうふうな発言、あの場には公の場ですよ、集落センターなわけですから。区長さんもいる。今の議長もいる。酒を交わしながら、後から僕つぎましたよ、お酒好きですものね。ビールを飲んでから、赤ワインを何杯も何杯もつぎましたよ。その前ですよ、話をしたのは。そして、私は、あなたにそう言われて、みんながいる前で、消防団もいる前で、役場の職員もいる前で。なので、警察にきちんと行って、証拠を持って、そして受理をしてもらいました。

町長、本当に言っていないのですか。町民課長が言って、俺は誰が言っているのですかと何回も言いましたよ。議長は先に帰られたのは僕は記憶があります。自分で言ったことを忘れるのですか。再度そう言ったか言っていないか。住んでいないんだよ。そんなことをありもしないことを言われたら、誰だってそれは怒りますよ。当然ではないですか。遺憾ですよ、こっちが。議員が住んでいなくて務まるわけではないではないですか。ちゃんとしてくださいよ。答弁願います。

議長（大久保 武君） 教育長。

（教育長 高橋 昇君登壇）

教育長（高橋 昇君） 2番、国府田議員の再質問にお答えいたします。

学校は校長先生、生徒と、絶対の信頼関係を置いて、世の中いろんなことありますが、影響ないように指導してくれていると、私はそういうふう感じております。自分の職務に邁進していただければ幸いです。

議長（大久保 武君） 副町長。

（副町長 生井光男君登壇）

副町長（生井光男君） 2番、国府田利明議員の再質問にお答えいたします。

私の再質問については、経過を見守るというようなことで、安心して暮らせる町というような、そんな再質問に受けとめたわけでございますが、私は前から言っておりますように、町長は適正な判断を待っているのだというようなことでございます。私も我が国は法治国家でありますので、検察の適正な判断を見守っているというふうなことでございます。そういうことの中で職務は邁進していきたいと思っております。

以上です。

（「議長、私が副町長に聞いたことというのはそういうことじゃなく、広報に記載するべきではないかという、どうお考えかと聞いたんです。違う答弁が返ってきた」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 安全安心なということで聞いたのだから。

（「だから、広報に記載するべきかどうかと聞いたんです。べきではないですか。するかしないか」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） ではもう一回、副町長。

（副町長 生井光男君登壇）

副町長（生井光男君） 今広報に記載するかというような話だと言いましたけれども、そんなふうには私は今聞いておりません。今広報というのは聞いていません。

（何事か発言する者あり）

副町長（生井光男君） 議長……

議長（大久保 武君） ちょっと答弁していますから、静かにしてくださいよ。

副町長（生井光男君） 広報と私は聞いていません。

以上です。

（何事か発言する者あり）

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 国府田議員の再質問に答弁いたします。

先ほど説明責任といいましたが、私も前々回から申ししているとおり、警察では3回ほど調べられましたが、検察庁はまだ一回も取り調べのことも来ておりませんので、刑事が県警なので帰ってきたという、検察庁で1回ぐらいは召喚される可能性ありますからということでしたが、いまだかつて検察庁へ出頭したこともございません。これからあるかと思うのですが、そういうことでございます。

また、宮城の三沢何とかというあれですが、あの人は私には全然関係ありませんが、歌謡ショーのときに来て、終わると、食事を食べさせた可能性がありまして、いや、食べさせまして、西村常務、在職中のことございまして、親と来て弁当をとってやる。また、宮城へ持たせてやって、あんなことをテレビで報道されて、事務局長にあと出演しなくてもいいということでやった。宣伝になっていかんべという宮城の方からはこういう返事が来たと、八千代町の憩遊館の宣伝になって、私はそういうことございまして、いろいろ引っ張られても無罪を信じて現在までやっておりますので、いろいろこれからどういう展開になるかわかりませんが、そういうことをご了解をいただきたいと思えます。

また、個人情報等におかれましても、国府田議員とは何回も酒飲みをやっているのです、議員は3カ月前に住所を移せばできる、またいろいろ住んでいればできるということでございまして。どこから通っているのだとちらっと言っただけで、国府田議員は立腹した意向でございまして、私はたわいなく言ったわけございまして、友人として言ったわけございまして。私も口滑らせてしまってまことに申しわけありません。

議長（大久保 武君） 最後に、再々質問ありますか。

2番、国府田利明議員。

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） 町長、きちんと答弁をしていただければいいのです。宮城の方は、宣伝になってよかった。いろんな解釈があつて、これからどうなっていくかわからないということが聞かれたわけです。町長は事実無根で遺憾であると言ったことから、また話がかわってきているような気もしますが、町長がきちんと前向きに町民の大半が、町長ははめられたのだというふうに言っている、きのうおっしゃったわけですから。ただ、50代の女性もはめられたということかどうかというのは、先ほど答弁もらっていないので、宮城の方についてはわかりました。そういったことで認識いたします。そして、50代の女性に関しても、これははめられたということで、きちんと答弁をお願いしたいというふうに思えます。

そして町長、要は大多数の人がそう言っているのだとか言っていないのだとか、大多数というのは何を基準にして、例えば何かのアンケートをとって、その統計学に基づいて大多数が言っていると。町長は自民党なわけですけども、いろんな統計学をとった中でこう言っているああ言っている。逆に言えば町長が言ったら、町長がそういうふう

にむけているというふうな解釈をする方もいるかもしれない。でしたら、アンケートでもとったらよろしいのではないのでしょうかというふうに思います。

ここまで大きい問題を町長は新聞報道される、テレビ報道される、そういったことになっているわけですから。必ず自民党のいろんなさまざまな官僚や大臣をやった人たちは、それは白か黒かはっきりする前に必ず言います。説明責任は果たしていく、それが政治家だと。きちんと町長からそういった答弁が私は聞かれれば、町民にきちんと言いますと、町長がこう言っているのだと、ちゃんと事実無根で、要はだまされた、はめられたのだと。そう説明しますよ。なので50代の女性に対して、これも要は町長ははめられたと、はめられたかどうか。

それと、町民に対してアンケートをとる意向があるかどうか、その2点最後にお伺いをいたしますので、町長きちんと答弁をお願いします。

そして教育長、学校をよく教育長は本を読むことを指導をしているとか、さまざまなことを言います。でも、教育長はぱっとPTAの人に会って言われたらどう答えるのですかと僕は聞いているのですか。教育長という立場、また一人のこの行政にかかわる立場の人として、どう答えるのですかというふうに聞いているのです。きちんと答弁をお願いします。

そして町長、あなた、個人情報のことに関して、僕が住んでいないというふうに言ったと町民課長が言っている、俺は証拠があるというふうな言い方しているのですよ。ちゃんと言った言わないの話、言った言わないの話であれば、僕は事実に基づいて言っているのです、よろしく答弁をお願いします。お願いします。

議長（大久保 武君） 教育長。

（教育長 高橋 昇君登壇）

教育長（高橋 昇君） 2番、国府田議員にお答えします。

PTAから今まで聞かれたことはありません。個人的にはいろいろ状況を見て話をしたいと思います。

以上です。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 八千代町議場は警察ではないので、町民課長が言ったとか、そんなこと、誰が国府田議員にそんなことを言うのですか、私は……

（「あなたが言ったんだ」と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） 言わないよ。そんなことはどこから、昔も酒飲みやったので、そういうことでもありますので、ご了解いただきたいと思います。私もいろいろセクハラ等には一昨年からですか、いろいろやられているのですが、いろいろな人に迷惑をかけておりますが、私は先ほど申したとおり、身の潔白を信じているような状況でございますので、いろいろ今関係者につきましても告訴もいろいろ考えておりますが、しかるべき判断が下ったらしかるべき処置をとるということで勘弁願いたいと思います。

（「議長、はめられたかどうかの答弁が漏れている」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） もう時間切れですから、以上で2番、国府田利明議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時04分）

---

議長（大久保 武君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前11時16分）

---

議長（大久保 武君） 次に、7番、中山勝三議員の質問を許します。

7番、中山勝三議員。

（7番 中山勝三君登壇）

7番（中山勝三君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

初めに、防災対策についてお伺いをいたします。阪神淡路大震災から21年、そして2011年3月11日の東日本大震災、大津波、そして東京電力の福島第一原子力発電所事故から満5年が経過をいたしました。そこで避難生活を強いられている人は、いまだに17万4,000人になっているというような報道でございます。この一事をもっても災害の甚大さを改めて思い起こすところでございます。あの地震を経験した震源地から200キロ近く離れているこの八千代町の私たちも、あのときの思いを忘れることはありません。そこで、東日本大震災を契機に子どもたちの教育環境の安全を確保するため、小学校は耐震大規模改修を施していたのが功を奏したわけであります。その八千代第一中学校は、一昨年耐震の新校舎が完成をいたしまして、供用をされております。また、本年には東中学校

の耐震の新校舎が竣工へ向けまして、現在建設が進められております。これによりまして、八千代町の教育環境の安全が確保されることになるわけでございます。

また、昨年の9月には、台風の影響による関東・東北豪雨で常総市内の鬼怒川の堤防決壊による大洪水によるこの災害が発生しまして半年となりますが、当町におきましては危機一髪のところで鬼怒川の決壊は免れたわけでありましたが、しかしながら町内においても、若干の家屋でございますが、床上や床下浸水、そして農作物においては収穫寸前の水田が全滅した農家もございます。大変大きな被害を受けたわけでありましたが、当町においてのこの農作物の被害額はどれくらいになったのでしょうか。そして、その補償を受けられる額について、まずお伺いをいたします。

さきの大震災を契機として、災害のときに自治体と自治体がお互いに助け合う災害時応援協定を結ぶ取り組みが一段と力を入れて進められております。また、民間の事業者が災害時にその能力に応じて支援を行政や、また住民にいただけるように自治体と協定をしてくださっているところもたくさん出てきております。これらの災害時応援協定を有効に活用できるよう推進を図っているわけでありましたが、当町における現状についてお尋ねをいたします。

昨年の関東・東北豪雨の際には、八千代町におきましても川西地区や西豊田地区の鬼怒川に近い方たちには、避難をしていただいたわけでありましたが、夕方になって川の水も引き始めたというようなことで、その日のうちに家に戻られた方が大勢いらっしゃいました。しかしながら、それでもやはりこの避難所で夜を明かされた方もたくさんいたわけでございます。約500の方が避難をされたということでありまして。そこで、このような緊急避難などに食料あるいは飲料水、また生活必需品などの備えが欠かせないわけでありまして。備蓄にも努めているということでございますが、現在の備蓄状況はどのようになっているかをお伺いをいたします。

この防災対策には、いわゆるハード面の道路、河川、橋梁、情報通信など公共事業、そしてそれらの老朽化対策などの整備を進めなければならないわけですが、当然莫大な費用を要するわけでありまして。これらと併せてソフト面と言える取り組み、この対策というものも非常に大事なわけでありまして。住民の意識を育み、避難訓練や防災教育をするということが重要なわけだと思えます。

あの東日本大震災で津波にいち早く避難をして、ほとんどの児童生徒が助かったのみならず、家族や地域の人々をも巻き込んで一緒に多くの人が避難をして命を助けられた

という「津波てんでんこ」という教訓を生かしながら、この避難教育を行っていた群馬大学の片田敏孝先生によりますこの防災教育というものが改めて見直されております。ことわざでも災害は忘れたころにやってくるとよく言われるわけでありますが、これ至言であります。平穏のときにもしっかり避難訓練や防災教育など繰り返し体で覚えたことが、いざというときに役立つわけであります。そういうことで、この取り組みにつきまして学校、また行政での取り組みはどのようになっているかをお伺いをいたします。

次に、大規模災害時に高齢者や障害者など、1人では緊急の避難をするのが難しい避難弱者の皆様を手助けする必要があると思います。まず、要支援者、要援護者ともいいますが、すなわち災害時に避難誘導できる家族などが周囲にいないと想定をされ、第三者の支援が必要と認められる高齢者、それから障害者、また乳幼児などは八千代においてはどのぐらいになるでしょうか。

また、今月、去る11日の日です。要援護者見守りということで、これは金融機関と協定を結ばれたという記事が町長と、それから八千代町の4金融機関の八千代支店と見守り活動の協力に関する協定を取り交わしたということで報道が載っております。

昨年、関東・東北豪雨での八千代町内での避難勧告において、高齢者の方たちは避難をしないで家に残っている人がたくさん見られました。なかなか避難をしてくださいと申し上げても、「大丈夫だよ、俺はいいから」なんていって、「しょうがないよ」とか、「2階に行っているから」とかという、そういういろいろ言って、なかなか避難をされるのが大変だと、そういう状況があったわけでございます。もし八千代町でこの堤防が決壊をしていたならば、あのテレビに映し出されていた常総市におけるこの自衛隊などによる救助の様子というものが、当町の出来事になっていたであらうでしょう。要支援を手助けするこの人の氏名、避難先、明記する本来は個別計画というのが、義務ではないけれども、作成をするのが望ましいというふうに出されているわけであります。それについて当町の取り組みをお伺いをいたします。

さて、国が災害対策基本法で自治体に作成を義務づけている、こちらは義務づけている要援護者名簿は、全国では73.3%の自治体で完成をしていると。茨城県内では56.8%ということだそうでございます。この義務づけられている要援護者名簿、こちらでの本町での作成状況はいかがでしょうか、お伺いをいたします。

自治体側は人口減や高齢化で支援者を指定するのがなかなか難しい、そして本人の同意が得られないあるいは認知症の高齢者や障害のある子どもがいる家庭が、プライバシー



一を理由に登録も断るといようなケースもあるようでございまして、なかなか認定を受けていないこの要支援者も少なくないと見られることなどございます。しかしながら、この要支援者の方たちの避難の体制というものにつきまして、しっかり考えていくことが必要であります。それらを含めまして、この避難体制についても伺いをいたします。

次に、ふるさと納税について伺いをいたします。応援をする自治体に寄附をすると、税金が軽減されるふるさと納税は、ふるさと創生の一環として本年度から減税の上限が2倍になる、また手続も簡素化されたということで、寄附額も大幅にふえているということであります。

総務省発表で本年度上半期の寄附額は、全国では453億5,500万円になっているということであります。ちなみにこの八千代町の近隣の状況を見てみますと、下妻市が594件、941万1,000円、筑西市が4,477件、こちらが5,534万1,000円、それから境町が、こちらが7,322件で、1億1,587万1,000円、全国1位は宮崎県の都城市ということで13億3,293万6,107円ということで、このふるさと納税が大変多くなってきているということでもあります。八千代町におきましても、さまざま工夫をされているようであります。また、そのお返しの品なども八千代町もいろいろメニューを用意しておりますが、当町におけるふるさと納税額はどのようになっているか、伺いをいたします。

また、その際、当町にいただいた寄附金の活用につきまして、5項目の中で指定の申し出をお願いしていると。もちろんこれに入らなければ入らないで構わないわけですが、5つの項目といたしますと、まず1つ目は福祉に関する事、それから生活環境に関する事、それから教育に関する事、産業に関する事、それから協働に関する事、こういう5つの項目が設けられておまして、活用の指定がありましたらというふうになっておりますが、特に指定のない場合は町長が決定をするとなっております。この状況につきましてどのようになっているでしょうか、伺いをいたします。

先ほども述べましたように、各自治体では返礼品にあの手この手、奥の手まで使って多くの寄附金を得ているところもあるわけでありまして。近くでは、大洗町は返礼品を230品目にして、1カ月間で1億6,000万円の申し込みがあったということでもあります。また、水戸市では110品目の取り扱いをして、こちらは2カ月半で2,080万円ふるさと納税があったと。昨年、全国1位の宮崎県の都城市は、宮崎牛や焼酎などの特典で35億円あったわけですが、またユニークなところでは山形県の金山町というところで、返礼品として30万円以上の寄附には金山杉の丸太1本と、こういうところもあるそうであります。

す。いろいろ工夫を凝らしているわけですが、もう一つのやはりメリットというものがあると思います。それは、この返礼品によって地域おこし、地場産業の再生、振興に結びつけていると、こういうことが重要だと私は思います。

さきの都城市の地場産業の焼酎の製造関連では、新たに従業員もふやして、大いにこの産業が活気づいているというわけであります。当町での返礼品、やはり特産でありますメロン、梨、お茶、それからお米、ミルクィーンとコシヒカリですか、それからうどん、そば、白菜メンチカツ、それからお花のシクラメン、こういうものを取りそろえているということではありますが、季節限定のものですと、やはりこの今ごろの時期になりますと、メロンとか梨とかというものはもう品切れというふうになっておりまして、それを見るとちょっとがっかりしたりもするわけです。これはやむを得ないことです。しかしながら、せっかく頑張っております。また、そこにこの茨城特産の黒毛和牛である常陸牛あるいは小玉スイカ、それから納豆、茨城県、納豆ですね、これも製造もあります。こういうものも加えていってはどうかと私は提案をするわけであります。中でもこの和牛の肉とか納豆というものは、年間を通じて返礼として使えるのではないかなというふうにも考えるわけでございます。それにつきましてご見解をお伺いをいたします。

さて、このふるさと納税金、こちらの活用によって特色ある取り組みを進める自治体も登場しております。長崎県の平戸市は、情報通信技術を活用した教育を推進しており、全小中学校にタブレット端末、モニターの導入をしたり、あるいは地域経済の活性化を目指した創業支援で、このふるさと納税を原資とした補助金を活用した地元産の食材を扱う店を出店をするのを応援するとか、あるいは越前町ではふるさと再生基金というものに積み立てて、管理運用し、都市と農山漁村との交流活性化事業あるいは越前ブランドを生かした観光振興事業に、また未来を担う子どもたちを育む教育充実のための事業というような3つにも活用しているということでもあります。そのほかさまざまございますが、当町においてはこのふるさと納税金の活用にはどのような取り組みをお持ちであるか、お伺いをいたします。

以上の質問に執行部の具体的な答弁を求めまして、一般質問といたします。

議長（大久保 武君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木喜栄君登壇）

産業振興課長（青木喜栄君） 7番、中山議員の通告によります一般質問にお答えいたします。

昨年9月の関東・東北豪雨による水害での農作物の被害と補償額についてはのご質問でございますが、まず被害額につきましては、町では農協や結城地域農業改良普及センターと連携しまして、町内全域の現地調査を行うとともに、認定農業者及び町内農業者に被害状況を実施しましたところ、水稻、ソバ、大豆、キャベツ、白菜等におきまして、被害面積が219.9ヘクタール、被害金額が3億5,891万1,000円の見込みとなりました。

次に、被害を受けました農作物の支援といたしましては、国の農業災害対策としまして実施されております公的な保険であります農業共済制度、こちらによります共済金の支払いが実施されてございます。水稻共済の支払い状況でございますが、八千代町におきましては戸数が1,013戸、面積が約209ヘクタール、支払い金額が約8,851万円となっております。

次に、被害を受けた農業用施設等の支援について申し上げますと、農産物の生産に必要な施設の復旧、農業用機械の再取得、修繕について支援するために、国によります被災農業者向け経営体育成支援事業が実施されております。農業用施設の被害のあった方から、補助事業の要望調査を実施しましたところ、2名の方から申請がございまして、現在事業を実施中でございます。補助率は10分の6であり、事業費につきましては2名、2件で約223万9,000円、それに対して国が30%の67万円、県が15%の33万5,000円、町が同じく15%の33万5,000円を助成するものであり、今月末に事業完了となる見込みでございます。

また、農業再生産、経営安定のための資金としまして、農協系統災害資金等の融資事業が実施されています。農協系統災害資金につきましては、融資限度額が500万円、貸付金利が0.5%、償還期間が5年以内となっております。貸付金利0.5%のうち県が0.25%、町も同じく0.25%利子助成を行うことで、実質無利子というふうになります。借り入れ申し込みにつきましては、2件、600万円の申請がありまして、そのうち2月末現在におきまして1件、500万円の融資が実行されているところでございます。

以上、ご理解のほどお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 総務課長。

（総務課長 鈴木一男君登壇）

総務課長（鈴木一男君） 7番、中山議員の通告による一般質問にお答えいたします。

まず、災害時応援協定の状況についてのご質問でございますが、災害発生時における各種の応急的な復旧活動に関する人的・物的支援について、これまでに自治体間や民間

事業者との間で締結しております協定の内容についてご説明いたします。

自治体間における食料や生活必需品、資機材の提供、救護や救助、職員の派遣といった相互応援協定が現在5件、民間事業者との協定といたしましては、緊急人命救助や道路交通確保のための障害物の除去作業等を含む土木建設業者との災害時応急対策業務に関する協定が2件、食料品や生活用品、資機材、段ボールベッドなどの物資供給に関する協定が5件、また運送業団体との緊急輸送に関する車両及び人材の派遣等の緊急救援物資輸送にかかわる協定が1件、郵政事業にかかわる災害特別事務及び避難場所提供が1件、医療救護に関する協定が1件の、合わせて15件であります。

現在も物資供給について1件、また原子力災害における福島県と茨城県における広域避難計画に関する協議が進行中ではありますが、引き続き災害の発生に備え、協定内容の見直しと幅広い業種との協定拡充について検討してまいりたいと考えております。

昨年9月の豪雨災害時には、民間事業者との協定に基づき、避難所開設に伴う食料品の確保としてパンや飲料水の供給及び運搬を、また自治体間の協定に基づき、常総市へは42日間、延べ70人の保健師及び職員を派遣し、対応した経緯がございます。

次に、備蓄状況でございますが、主なものといたしましては食料品類で、アルファ化米が1,700食、乾パン及びビスケットが2,200食、2リットルペットボトルの飲料水が510本、生活用品といたしましては、毛布及び寝袋類が770枚、マットが130枚、簡易トイレが21基、その他マスクや紙おむつ、大型救急箱3箱、固形燃料や灯油缶など、資機材関係では大型暖房機3台、石油ストーブ5台、発電機3台、水中ポンプ6台、大型投光器5台、また水防用の資機材として土のう袋や防水シート、くいなどとなっておりますが、まだ十分な備えではありませんので、順次更新を行うとともに追加整備してまいりたいと考えております。

現時点での備蓄場所につきましては、総合体育館北側備蓄倉庫と役場敷地内の倉庫、また避難所として機能を持つ八千代第一中学校の防災備蓄室へも備蓄品を搬入することで現在進めております。

また、改築中の八千代東中学校におきましても、同様の防災備蓄室を整備し、備蓄品を配備することとなっております。

最後に、一般住民に対する避難訓練や防災教育についてのご質問でございますが、災害に備え人的被害を最小限に抑えるためには、日頃からより実践的な訓練を行うことが重要であると認識しております。平成28年度におきましては、町総合戦略の事業の一環

としまして、地域住民や関係機関と連携したより実践的な総合防災訓練を実施する計画をしているところでございます。また、防災教育につきましても、各地区コミュニティ推進協議会や行政区等との連携を図り、継続的に災害に備えての学習会等の機会を提供してまいりたいと考えております。

さらに、地域の防災力を高め、被害を最小限に抑えるためには、何よりも自助・共助・公助の意識が大変重要な意味を持つものと考えておりますが、そうした観点から地域の防災意識の啓発、防災力の向上、災害発生時の避難や救助・救命、避難所の運営などのリーダーとなる防災士の育成にかかわる資格取得助成事業を平成28年度より計画しております。

また、災害時弱者であります要支援者への支援体制につきましても、継続的に協議を進めるとともに、地域の中での助け合いによる支援体制づくりを強化してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

議長（大久保 武君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 水書正義君登壇）

教育次長兼学校教育課長（水書正義君） 7番、中山勝三議員の通告による一般質問にお答えします。

学校では避難訓練、防災教育はどう図っているかということでございます。平成24年3月に文部科学省より「学校防災マニュアル作成の手引き」が各小中学校に配付されまして、町内の小中学校においてはこのマニュアルを参考に、各学校がそれぞれの地域の特性や児童生徒等の実態に応じた「学校防災マニュアル」を作成し、災害時の対応に対処できるよう準備をしております。

また、各学校においては、学校防災連絡会議を平成24年度から立ち上げ、保護者や地域住民の方々の協力を得ながら、学期ごとの避難訓練実施や災害時の児童引き渡し訓練を行っております。

さらに、防災訓練を実施する際、実践的な安全教育・安全管理ができるよう、教職員を対象にした県教育委員会主催による防災教育指導者講習会や八千代町教育委員会が事務局の学校防災推進委員会による避難所開設等の防災研修会を行っております。

引き続き、学校・地域・家庭・行政が連携した防災教育の取り組みを実施しながら、学校の防災力強化に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 7番、中山議員の通告による一般質問にお答えいたします。

防災対策についてのうち、要支援者の数についてでございます。高齢者、障害者、乳幼児についてでございますが、平成28年1月現在、65歳以上の高齢者でひとり暮らしの方が628人、高齢者のみの世帯の方が974人、身体障害者の方で身体障害者手帳1級、2級の方が385人、知的障害者の方で療育手帳マルA及びAの方が63人、精神障害者の方で精神障害者保健福祉手帳1級の方が3人、乳幼児につきましては942人となっております。また、要支援者の範囲と想定されます要介護認定者で要介護3から5の方が295人となっております、合計で3,290人でございます。

次に、要支援者の個別計画は策定しているか、及び要支援者の名簿の作成状況についてでございますが、八千代町では平成23年度までに災害時要援護者支援計画に基づき、災害時要援護者名簿及び個別計画を、本人の同意に基づき策定しておりました。当時の対象者は、65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び65歳以上の高齢者のみの世帯の方で、登録人員は現在182人となっております。その後、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村は地域防災計画で定めた要件に基づき、本人同意の有無にかかわらず、対象者を網羅した名簿を作成するよう義務づけられたところでございます。現在、地域防災計画の改正と要支援者の範囲と想定されます避難行動要援護者名簿の作成を同時進行で進めております。

次に、要援護者の避難体制についてでございますが、災害時に円滑かつ迅速に避難支援を実施するためには、平常時から住民同士の顔の見える関係をつくるなど、地域の防災力を高めておくことが必要であります。そのため、その地域の特性や実情を踏まえつつ、防災、福祉、保健・医療等の関係機関と連携を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 企画財政課長。

（企画財政課長 青木良夫君登壇）

企画財政課長（青木良夫君） 7番、中山勝三議員の通告による一般質問にお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、平成26年4月に「八千代町ふるさと納税町特産品贈呈事業実施要綱」の施行によりまして、町外にお住まいの方から5万円以上の寄附をいただいたときに、感謝の意を表す目的に1年度1回を限度に町の特産品を贈呈することといたしまして、平成26年度には5件、83万円の寄附がございました。

そして、先ほど中山議員の質問の中でもありましたように、27年の1月からは、ふるさと納税による個人住民税所得割額の特例控除額の上限が1割から2割に拡充されたこと、さらに同年4月からは、ふるさと納税ワンストップ特例制度と呼ばれております制度によりまして、申告手続の簡素化制度が導入されました。これらの制度改正によりまして、ふるさと納税の機運が全国的に盛り上がりを見せてきました。町といたしましては、直ちに八千代町ふるさと納税町特産品贈呈事業実施要綱を全面的に見直しいたしまして、ふるさと納税推進事業実施要綱を制定いたしました。その結果、1万円以上5万円未満の寄附者に対しましては特産品を1品、5万円以上の寄附者に対しましては特産品を2品というような形で、金額に応じて差別化を図ってまいりました。さらに、町ホームページばかりでなく、ふるさと納税のポータルサイトを利用しまして、全国に向けてPRをするとともに、クレジット払いも導入いたしまして気軽に寄附しやすい環境づくりに取り組んでまいりました。

さらに、また返礼の品を26年度は当町特産のメロンや梨など、季節の特産品にしておりましたが、27年2月に特産品を提供していただける事業者等を公募すると同時に、協力していただける事業者に対しまして積極的に働きかけを行ってまいりました。その結果、現在では米、お茶、白菜メンチカツ、乾麺など、18品目に拡大いたしました。

こうした積み重ねが功を奏しまして、27年4月1日から28年3月7日までの実績につきましては、申し込み件数で692件、金額で956万1,210円、実際の収入ベースで申し上げますと679件、930万1,210円に達してございます。

次に、2点目のご質問でございました使い道の指定状況についてでございますが、ふるさと納税の申し込み時に、先ほどありましたように、1つ目といたしまして福祉に関すること、2つ目として生活環境に関すること、3つ目として教育に関すること、4つ目といたしまして産業に関すること、5つ目として協働に関すること、以上5つの分野について具体的な事業を掲げまして、ご要望を伺っております。

寄附申し込み692件のうち全体の6割を占めます416件について指定がございました。一番多かったのは福祉分野で、全体の4分の1強に相当します189件、続いて教育分野と

産業分野が同数の82件、生活環境分野が57件と続いております。このほかに、協働や図書館の図書購入、教育と産業にと重複する指定などが6件ございました。残り276件につきましては、使い道の指定がございませんでした。

次に、3点目の返礼品の品目追加のご提案でございますが、先ほど申し上げましたように、27年2月から3月にかけて特産品の公募を行い、現在も随時受け付けをいたしております。また、役場内におきましても産業振興課と連携いたしまして、町内の事業者や特産品の情報収集を行いまして、特産品の提供を事業者の方に打診しているところでございます。

中山議員からいただきましたご提案を参考にさせていただきながら、寄附者の嗜好や特産品の特性、金額面などを総合的に勘案しながら、地場産業の振興の面からも特産品の拡充に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、4点目の納税金の活用の仕方につきましては、2点目のご質問、使い道の指定とも重なってまいりますが、寄附者の要望に沿う形で考えてございます。具体的には27年度におきましては図書館用図書、さらに保健センターの乳幼児健診用ベッドの購入に活用した経過がございます。さらに残金につきましては、先日3月7日に議決していただきました補正予算に計上いたしましたように、財政調整基金に積み立てをしております。

28年度からは加速化する少子高齢化や人口減少という喫緊の課題解決に向けて、移住・定住促進や若い人たちの雇用の場の創出、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを目指しました「八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が実質的に初年度として実行に移されることとなりますが、この総合戦略の新規事業として28年度当初予算に21事業、4,741万1,000円を計上してございますが、これらの事業の財源の一部として財政調整基金に積み立てをいたしましたふるさと納税分を取り崩して、活用させていただく考えでございます。

以上、答弁といたします。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 7番、中山勝三議員の通告による一般質問にお答えします。

初めに、昨年9月の水害による被害額等及び防災対策に関する質問でございますが、先ほどそれぞれの担当課長が答弁したとおりであります。災害により被災された町民の方々を支援するため、行政といたしましても迅速な対応を検討してまいります。



また、災害の対応につきましては、一人一人が日頃からの備えも大変重要なものと考えております。町民の生命、財産を第一に考え、行政としての果たす役割を十分認識し、各種施策を継続的に実施してまいりたいと思います。

災害は、いつどこで発生するかわかりません。そのために災害時応援協定の拡大や備蓄品の備蓄のほかにも、子どもから大人まで、それぞれの年代における防災教育の充実を図り、さらに災害弱者と言われる要支援者の避難体制づくりに地域と一体となって防災体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

平成28年度におきましては、総合戦略事業の一環といたしまして総合防災訓練の実施や防災士の育成など、また防災意識の向上を図るため機会の提供など、行政区やコミュニティ推進協議会などを通じて積極的に推進してまいりたいと考えております。

続きまして、ふるさと納税についてでございますが、ご承知のとおり地域間格差や過疎などにより税収不足に悩む自治体に対しまして、格差是正を推進するための新しい構想として平成20年度に創設された制度でございます。

ふるさと納税には、寄附者自身の税額控除ができたり、地域の特産品をもらえたりするという実績のほか、寄附金の使い道を自分で選択できるというまちづくりの参加意識、自分が生まれ育った地域やゆかりの地などの経済的貢献など、多くのメリットが指摘されております。また、自治体におきましても、地域の産業振興やイメージアップ、さらに財政確保の観点から、多くの自治体が積極的に取り組んでいるところでございます。

当町におきましても、平成26年度から要綱を定め、推進した経過がございます。ふるさと納税は、まちづくりを進める上で多くの可能性を秘めた事業でございます。ふるさと納税制度とまちづくり事業、とりわけ「八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を視野に入れながら事業を推進してまいり所存でございます。

平成28年度には当初予算に前年度の件数実績を踏まえまして報償費を増額し、またメロンや梨の繁忙期に事務が特に集中いたしますので、納税事務の適正化と迅速性、そして寄附者の個人情報保護の観点から、システム構築のため委託料等を新たに計上するなど、事業を推進するための必要な予算を計上いたしました。

一方、平成27年度国の補正予算では地方創生加速化交付金が計上され、茨城県ではこの加速化交付金事業による「第2のふるさと・いばらきプロジェクト推進事業」を申請し、ふるさと県民登録者数の増加や移住の促進を目指しております。当町でも広域連合としての事業に参加する予定でございます。こうした最新の動きを注視しながら、ふる

さと納税を推進し、引き続きまちづくりの財源確保と町の活性化に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上であります。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

7番、中山勝三議員。

（7番 中山勝三君登壇）

7番（中山勝三君） ただいま議長の許可をいただきましたので、再質問させていただきます。

時間も大分残り少なくなってまいりました。町長にお伺いをいたします。まず、災害時応援協定につきまして、その前に各課の課長さんたちに詳しく答弁いただきまして、ありがとうございました。

この災害時応援協定が自治体間で5件というような答弁ありましたが、具体的なのが余りないのですよ。これ県内全部だとか、前にも聞きましたけれども、そういうのがありましたけれども、それで以前にこの大震災のときに、富岡町を八千代は支援をしていたという経過がございます。それから、この阪神淡路大震災のときには、たしか芦屋市だったでしょうか、関西の芦屋市までいろいろ手伝いに行ったというようなことも聞いております。

また、かつては同名八千代というようなことで、全国で4つの同じ八千代名の自治体がありまして、いろいろ交流をしていたという経過もございます。聞いております。

やはり民間とも当然また進めていただきたいわけですが、この災害時応援協定というのが、いざというときに大変有効であると思います。自治体となれば一方的に助けられるだけではなくて、応援もするということが当然含むわけでございますが、やはり自治体間での災害時応援協定もできたら進めていただければというふうに思いますのと、やはりそれからふだんからのこの事務レベル、また議会レベルあるいは住民レベルでの交流というものを図っていくことも、お互いに災害時にスムーズに進むようなことになると思いますので、この辺も含めてお願いをできればというふうに思っておりますが、これについてお考えをお聞かせください。

それから、もう一点につきましては、避難訓練あるいは防災教育についてでございますが、実は私、この先ほど申し述べさせていただきました「津波てんでんこ」といういわゆる避難についての教えをした片田先生の講演を私も水戸まで聞きに行きました。や

やはりこの防災教育、これは学校だけではなく、家庭や地域社会に展開し、全体で防災意識を高め取り組まなければ確かな効果を発揮はしません。また、ハード面だけで想定外の災害にまで対応することは不可能だと、結局人の意識を変え、皆が自分の命を守る力を身につけなければ効果が出る防災教育にはならない。そのほかいろいろあるわけですが、先ほど答弁いただきましたけれども、しかしながらこの東日本大震災から5年を経過する中で、学校はそれなりに文科省から出されたマニュアル等々によっても取り組んでいるのもわかりますが、やはりこの現実に町、行政として実際このやはり防災訓練なり、また住民への取り組みというものは、私はまだまだ不足しているのではないかなというふうに思うところであります。

最後、町長から一言いただければと思いますので、以上で再質問を終わります。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 防災の協定ということでございまして、今現在八千代町では15団体と協定を結んでおります。市町村としては、西南広域管内においても防災協定を結んでおります。5年前ではいろいろ、21年前は芦屋へ行ったり、あるいは富岡への郡山へ行った経過がございまして、今回におかれましても常総市に今職員、またいろいろな品物を、備蓄品を贈呈した経過がございまして。

今後の訓練といたしましても、いろいろ町の災害等におかれましては職員の先ほど課長が申したとおり、防災士を養成いたしまして、専門的な知識でこれからの防災につきましても対応していきたいと考えております。災害は忘れたころにやってくるということでございまして、昨年度の鬼怒川の災害を教訓に得まして、八千代町としても防災体制のさらに見直し、また拡充ということで努力してまいりますので、よろしくご理解のほどお願いいたしまして答弁いたします。

議長（大久保 武君） 以上で7番、中山勝三議員の質問を終わります。

次に、1番、増田光利議員の質問を許します。

1番、増田光利議員。

（1番 増田光利君登壇）

1番（増田光利君） 1番、増田光利です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をします。

大きくは2つのことについて質問します。1つは鬼怒川水害問題について、2つ目は

太陽光発電建設に関する問題について一般質問したいと思います。

初めに、私は12月議会で鬼怒川水害に関連して、災害時における行政の取り組みの再検討について質問しました。その中で総務課長の答弁では、八千代町地域防災計画を基本として、職員の配備体制づくりや応急対策の実施、避難勧告や指示の発令、避難所の開設などについて改めて検証を行い、防災計画の改定を行うという内容でした。検証の結果と防災計画の改定した結果について伺います。

重複している部分があると思いますが、以下の件についてその後の具体的な取り組み状況を質問します。今回の水害で問題になったことは、住民が避難した場所がハザードマップに指定してあった避難所、西豊田小学校、東中学校、川西小学校に従い避難したものの、いずれも50センチから1メートル浸水する場所に避難してしまった。指定してあるのは見直すべきだという意見が多いので、改定すべきと考えます。見直しだけでなく、改定したことの周知についてどのように取り組むのか伺います。

また、先ほどの避難場所以外にも避難場所が指定してあるわけですが、ハザードマップに記載してありますが、住民に聞くと、どこに逃げていいのかわからないという意見の方が多いです。記載してある内容が住民に認識されて初めて避難行動に役に立つことになるわけですから、周知方法を具体的に取るべきだと思います。どのように取られるのか伺います。

河川法では、自治体の首長が地域住民に周知するために洪水ハザードマップを作成し、配布するとなっています。今回の水害で記載内容を変更しなければならなくなったわけですから、再検証して再配布すべきと考えますが、計画はあるのでしょうか。

防災無線の屋外子局については、聞き取りにくいと非常に町民から不評です。特に高齢者にとって屋外からの音声は聞き取りにくいと多くの方が訴えています。ますます高齢化していく状況にあるわけですから、検討が必要だと思います。逆に室内において伝達する機会の方が多くなることも考えられます。また、高齢者に限らず、気象状況によって聞き取りにくいという方も多いです。避難する場合の重要な情報源について、限られた予算の中で防災無線を増設することが本当にいいことなのかどうか検討する必要があると思います。他市では、防災ラジオを格安で配布している例を聞きます。それらを総合して考えると、他の伝達方法も含めて再検討が必要と考えます。防災無線の屋外子局を補完する室内機を導入する考えはあるのか伺います。

避難先における情報提供の不備に対する不満の声が住民から寄せられています。指定

された避難所ではテレビもなく、情報が携帯電話くらいしかなく、情報が得られないので不安だったと、今後のこともあり、対応してもらいたいという声でした。公的な避難所にはテレビはあると思いますが、必要などころにあるとは限らないので、こういった問題になったと考えられます。防災計画では、避難所における情報提供について今後どのように対応をとっていくのか、質問します。

続いて、3月11日新聞報道では、関東・東北豪雨で発令された大雨特別警報について、法で義務づけられた住民への周知をしていなかった自治体が2市1町あることが水戸気象台の調査でわかったと報じられました。気象業務法では、発令の通知を受けた市町村長は、直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならないと定められています。八千代町ではどのような対応をされたのでしょうか。また、今後どのように対応していく計画か伺います。

町長にお伺いします。2月17日に鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会が開催されたことが報道されました。町長も出席されたと思います。その中で参加自治体からハザードマップの改良、高齢者に向けた防災ラジオ導入の推進などが報告されたと報道されました。八千代町で取り組む計画があるのか伺います。

また、記事を引用しますと、協議会では、逃げおくれゼロ、社会経済被害の最小化の減災を目指し、具体的な取り組み事例として、①、広域避難計画やタイムライン、事前防災行動計画のことで、の作成、②、水利監視カメラの増設やパソコン、携帯端末を生かした情報提供、③、水害リスクの高い場所に対する住民と水防団の共同点検などが挙げられています。まさしく水害の危険性に隣接している八千代町で早急に取り組まなければならない項目だと思います。今回の協議会で県や国に対する要望もあったようですので、現時点での知り得る範囲での報告をお願いするとともに、今後具体的にどのように取り組む考えか伺います。

大きく2つ目は、太陽光発電建設に関する問題について伺います。八千代町や近隣市町村でも太陽光発電施設が多く見受けられるようになってきました。つくば市では、筑波山中腹で進められている太陽光発電施設の建設計画に対し、貴重な自然環境を守り、美しい景観を保全するためと、市民による反対運動が起きています。また、土砂災害、浸水被害防止の観点から乱開発の防止、景観保全を目的とした条例の制定を市長に求めることが報道されました。

そこで、乱開発の防止の観点から現在八千代町における太陽光発電の総合立地面積は

計画分を含めどのくらいの面積規模になっているのか。また、施設1カ所における最大立地面積の規模について伺います。

また、町における太陽光発電施設の設備認定について質問します。さきに述べましたつくば市の問題のように、設置工事が進められてから地元自治会や住民が知られることで紛争になったと考えられます。こういった紛争を回避するため、発電施設が設備認定の段階で地元自治体に説明がなされるべきと考えますが、八千代町ではどのように取り組まれているのか。また、どのように手当てされているのか伺います。

太陽光発電に対する問題について取り上げましたが、反対しているわけではありません。メガソーラー発電の場合、大手企業が開発する例が多く、利益が地元還元されないということを心配するからです。逆に太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電等再生可能エネルギー発電は、農業の再活性化事業のためにも八千代町でも積極的に取り入れていくべきと考えています。導入する考えはあるのか、産業振興課長の答弁を求めます。

今後施設建設に際し、乱開発の防止の観点から懸念されることについて、3点ほど述べたいと思います。1つは、近隣市町の太陽光パネルの施設状況を見ると、林地を開発伐採したり、伐根をしたり、大量の土石を敷き詰めたりしています。傾斜地に立地する施設もあり、林地だったときの土砂を流出させない保水力が失われ、豪雨時には一気に土砂の流出につながりかねないことが考えられます。それが施設周辺の農地等に悪影響を及ぼし、補償問題になりかねない可能性があることです。

2つ目は、八千代町でも農作放棄地や休耕田がふえており、遊休地や林地との組み合わせによる大規模発電設備の立地圧力が強まるのではないかと懸念されることです。比較的平坦地が多く、日当たりのよい立地条件は、農地にだけでなく、発電設備にとっても最適地であることです。農地で貸すより発電施設に貸したほうが利益になるような状況になれば、農地所有者の転用期待が高まることが予想されます。八千代町の基幹産業である農業にとっても痛手になりかねません。農地の安易な転用を防ぐ意味でも防止策を検討すべきだと思います。

3つ目は、太陽光パネルが設置されてからの問題です。屋外設置用の太陽光発電の場合、固定価格買い取り制度では電力会社が20年間決められた価格で電気を買い取る仕組みになっています。この20年間という長期間にわたる維持管理が問題なくできるかどうかです。途中で壊れた場合、参入した発電事業者が撤退してしまうと、地域には壊れた

太陽光パネルという産業廃棄物が残される問題が指摘されています。この固定価格買い取り期間の維持管理に加え、買い取り期間が終わった後の発電施設をどうするのかは、太陽光発電事業者と地主との取り決めに明確に定めておくのが基本だと思います。しかし、その負担関係を決めていたとしても、長期間のうちには発電事業者、地主ともに負担能力がなくなったときどうするのか。最終的に地元自治体の負担になるのか。以上、3点について今後どのように取り組むのか伺います。

また、太陽光発電施設建設の許認可権が自治体がないので、建設が始まってから問題が発生しています。設置前に町が関与できるよう県や国に要望すべきと思います。また、つくば市では、乱開発の防止の条例を制定する動きもあるようですが、八千代町では予定はあるのか、町長にお伺いします。

以上で一般質問を終わります。

議長（大久保 武君） 総務課長。

（総務課長 鈴木一男君登壇）

総務課長（鈴木一男君） 1番、増田議員の通告による一般質問にお答えします。

鬼怒川水害問題についてのご質問ですが、1点目といたしまして、ハザードマップの改定・配布等についてのご質問ということでございますが、4点目のご質問との関連がございますので、先に減災対策協議会に関するご質問から説明させていただきます。

昨年9月の関東・東北豪雨災害を受けて、12月4日に打ち出された「鬼怒川緊急対策プロジェクト」では、5年間で達成すべき目標として、逃げおくれゼロ、社会経済被害の最小化を目標として、ハード・ソフト両面による対応や各種施策の検証や見直しが行われているところでございます。

そうした中で、鬼怒川・小貝川下流域において、今後も氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、平成28年2月17日に河川管理者・県・市町等が連携協力して、減災に取り組む「鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」が発足しました。協議会の構成員としましては、国・気象庁・県と、鬼怒川緊急対策プロジェクトを構成する7市長のほか、流域の龍ヶ崎市、取手市、つくば市の3市を加えた10首長となっております。

この協議会での取り組むべき実施事項といたしましては、1つ目としまして浸水想定等の水害リスク情報や取り組み状況等の共有、2つ目としまして円滑な避難、的確な水防活動、迅速な洪水の排水に対する連携の確認、3つ目としてトップセミナーや堤防の

共同点検を実施すること、4つ目として大規模氾濫に対する減災対策に関する必要な事項を実施すること、また協議会は原則報道機関を通じて公開すること、資料は速やかに公表すること等を確認し、宇都宮気象台気象官や各首長からも多くの発言があり、活発な意見交換がなされたところでございます。そのほかとしまして、鬼怒川緊急対策プロジェクトの概要などについての報告がありましたが、以上が協議会での報告、また協議内容となっております。

また、同時に気象庁、県、河川10市町の担当者と構成する「減災対策幹事会」も発足しまして、減災に関する情報交換・調査・分析・減災対策の各種検討・調整を行うことを目的として、結果を随時協議会に報告し、対策等を具体化していくというような流れになっております。

ご質問の1点目に戻りまして、ハザードマップに関するご質問でございますが、先ほどご説明申し上げました協議会、幹事会での取り組み事例の一つといたしまして、国土交通省では有識者委員会を発足し、ハザードマップのあり方が再検討され、素案が大筋で現在了承されたところでございます。これを受け、広域避難等も含めた上で各自治体単位で新たなハザードマップの作成を進めていくことになると思います。作成した上では、再度住民の皆様にも配布・周知してまいりたいと考えております。

続きまして、防災無線の屋外子局の改善と防災ラジオの導入についてでございますが、防災無線の運用につきましては、屋外拡声器を使用して放送を行う施設の特性上、天候や家屋の気密性、隣接する施設との共鳴などにより聞き取りにくいという課題があります。現在でも同様の改善要望があり、子局の拡声器の取り付け角度の調整や増設、時差放送による改善、放送の内容を再確認できる音声再生サービスなどにより改善を図ってまいりました。また、難聴地域につきましても、地域の要望により順次整備を図っているところで、引き続き改善に努めてまいりたいと考えております。

また、防災ラジオにつきましては、さまざまな機種があり、最も一般的な商品では、乾電池がなくても聞くことができる手回し発電式のものから、懐中電灯や緊急サイレンを備えた多機能タイプのもの、さらには自治体とコミュニティFM局が提携し、緊急放送が速やかに受信できるハイブリッドラジオなど多様でございます。当町においての防災行政無線情報を直接受信する個別受信機につきましては、特定の周波数による放送となるため、一般的な防災ラジオでは受信することができませんので、国やメーカーの動向、また新たな情報伝達方法等を見据えた中で検討してまいりたいと考えております。



ちなみに坂東市で、新聞記事による情報でございますが、平成28年度において防災ラジオを配布していくというような情報がありました。その中で坂東市市役所に1億2,000万円をかけて専用の放送局を設置するというところでございます。それによりまして放送を専用の放送設備によって放送を流して、専用の受信機で受信するといった流れとなっておりますが、個別受信機全体が1億4,000万円の予算だということで、機械につきましては防災ラジオ自体につきましては、価格が1万円程度ですが、自治体のほうで3,000円ほどで、7,000円ですか、行政で7,000円を負担して、各個人からは3,000円で購入してもらうというような流れだと聞いております。

続きまして、避難先における情報提供についてであります。先般の水害時において、河川の水位情報や危険箇所等の情報、またテレビ等の情報が入らなく不安を感じたというご意見が多数あったということでございますが、さきに説明いたしました減災対策協議会においても、河川の水位情報の提供やライブカメラによる情報の提供など、誰でもが簡単に見られるような住民目線のソフト対策にも取り組んでいくということが示されておりますので、この事業につきましては河川管理者のほうが主体的に行うものですが、そういった情報を町でも有効に活用し、連携をとりながら情報の提供に努めてまいりたいと考えております。また、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援が実施できるよう、生活用品や情報機器を含む備蓄品についても検討・整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、防災計画等の関連でございますが、避難所の見直し、それから住民への情報の伝達等につきましては、先ほどの減災対策協議会の中でも今後さらに細かい協議が進められますので、そうした意見を取り込んでいきたいと思ひますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。

議長（大久保 武君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木喜栄君登壇）

産業振興課長（青木喜栄君） 1番、増田議員の通告によります一般質問にお答えいたします。

太陽光発電の施設の立地状況についてのご質問でございますが、私のほうからは、山林を開発する場合の手續等に関しまして申し上げます。

森林法第5条に規定する都道府県知事が作成いたします地域森林計画の対象とする民

有林を伐採し、太陽光発電施設を設置する際には、森林法第10条の8第1項及び施行規則第9条第1項の規定に基づきまして、伐採する森林の所在する市町村長に対しまして、伐採を開始する日前90日から30日までの間に「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要となります。

なお、町への「伐採及び伐採後の造林の届出書」提出の際には、伐採後におきましての森林以外の用途に供されることとなる場合につきましては、「小規模林地開発概要書」も併せまして提出をお願いしているところでございます。

概要書の内容を確認しますと、平成27年度につきましては、8件の申請がございまして、そのうち2件で9,117平方メートル、26年度は太陽光関係3件のうち2件ございまして、面積が1万5,556平方メートルが、この太陽光発電施設に関する届け出となっております。なお、1ヘクタールを超えます林地を開発する場合は、都道府県知事の許可を受ける必要がございます。

「伐採及び伐採後の造林の届出」は、森林の伐採及び伐採後の造林が適切に行われ、健全で豊かな森林をつくることができるよう届け出させていただくものになります。また、届け出を怠った場合には罰則規定も設けられておりますので、該当する皆様には届け出をしていただくよう、今後も指導してまいりたいと思います。

また、先ほどの再生可能エネルギー発電の導入につきましては、関係する課の中で再度課題を整理調整した中で隣接市町の動向も踏まえまして、検討してまいりたいと考えてございます。

以上、ご理解のほどお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 農業委員会事務局長。

（農業委員会事務局長 秋葉三佐男君登壇）

農業委員会事務局長（秋葉三佐男君） 1番、増田議員の通告による一般質問にお答えいたします。

太陽光発電施設の立地状況についてのご質問でございますが、近年自然エネルギーへの関心の高まりから、農地への太陽光発電施設の設置については当委員会への相談がふえてまいりました。

農地への太陽光施設の設置につきましては、国の方針により耕作に適した優良農地をできる限り確保し、食料の安定供給の確保の理由から農地法により制限されているため、農業委員会を経て県知事の転用許可が必要となります。

農地には10ヘクタール以上の広がりのある優良農地である第1種農地と、10ヘクタール以上の広がりがない宅地や山林に囲まれたような第2種農地とがございますが、第1種農地は太陽光発電施設を目的とした農地転用につきましては、原則不許可となっております。平成25年4月より農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部に太陽光発電施設の転用申請ができるようにはなっておりませんでした。

第2種農地につきましては、申請農地にかえて周辺のほかの土地に立地することができない場合などにつきましては、許可になる可能性がございます。

なお、転用の許可申請では、経済産業省の発電設備の認定書、電気会社の接続検討回答書、資金計画も含めました事業計画書のほか多数の書類を添付する必要がございます。

平成25年から現在までの町内農地における申請につきましては、主に第2種農地であり、太陽光発電施設に関する転用許可件数は7件、面積は1万2,576平米となっております。今後とも農地における太陽光発電施設の許可申請に対しましては、農地法に基づきまして適切に対応してまいります。

以上、答弁といたします。よろしく申し上げます。

議長（大久保 武君） 企画財政課長。

（企画財政課長 青木良夫君登壇）

企画財政課長（青木良夫君） 1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーにつきましては、安全性、安定供給、経済的効率性の向上、環境への適合というエネルギー政策の基本方針にのっとりまして、エネルギー政策の基本的な方向を示すものであります第4次の新しいエネルギー基本計画が平成26年4月に閣議決定されました。この計画では、これまでの計画水準をさらに上回る水準の導入を目指し、全国的に事業の推進が図られているところでございます。

こうした国の施策を受けまして、町内にも複数の再生可能エネルギー施設、特に太陽光発電施設が立地されている状況でございます。しかしながら、この施設の設置手続が、電気事業法に基づき、直接国、経産省、資源エネルギー庁になるかと思うのですが、そういった国とのやりとりとなっていることや、都市計画法上の開発許可が不要であり、地元と合意形成がない状態でも開発が進んでしまう、そういった事業でもあることですので、立地計画等につきましては、完全に把握が難しい面もございます。町といたしましては、設置状況につきましては固定資産税の償却資産の申告や3年に1度実施

されます航空写真による課税客体の確認等々により把握している状況でございます。それらによりますと、現在町内には26施設が設置されているようでございます。

また、これらの施設設置に当たって、町内では今のところ特に問題等は発生してございませんが、最近メガソーラーなど太陽光発電施設設置をめぐり景観、環境への影響、災害の誘発を懸念する地域住民と事業者との間でトラブルが顕在化している自治体もあるようでございます。

こうした問題の対応といたしまして、県では新年度以降、建設時などに事業者側を指導するためのガイドラインを定めることを明らかにしてございます。また、問題が起きているつくば市では、禁止区域を設定する条例の整備を進めているようでございます。

当町におきましては、現段階で事業に対しまして規制をかけられるケースは、先ほどありましたけれども、農地法あるいは農振法、森林法等に該当させられる事業と考えられますが、そのほかは関係法律のもと県が一部規制をかけている状況でございます。

今後当町といたしましては、維持管理も含めまして再生可能エネルギーの事業に協力しつつ、将来にわたり太陽光発電による乱開発を防止し、健全な土地利用を図っていく必要があると考えております。そのためにも、例えば太陽光発電施設設置に関しましては、自治体の意見書の添付を義務づける等の地元自治体や地元住民等も関与できるような制度の確立を自治体が一体となり、国、県等に働きかけを行っていく必要があるものと考えております。さらに、また今後、先ほど申しましたが、県が策定を予定しておりますガイドラインにつきましても、今後注視していきたいと考えております。

太陽光発電施設設置による乱開発防止の条例の制定につきましては、今後の施設設置状況や他の自治体の取り組み状況等を勘案いたしまして、今後必要に応じて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 増田光利議員の通告による一般質問にお答えします。

初めに、鬼怒川水害問題につきましては、先ほど総務課長が答弁したとおりでございます。先月、第1回目の鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会にも出席いたしました。常に洪水に備える水防災意識社会の再構築を図る各種施策につきまして、国土交通省河川事務所からの説明の報告を受けております。

協議会では、参加した各首長から豪雨対策についての課題や強い要望が出されました。先ほど担当課長が申したとおり、坂東市の吉原市長からラジオ局を設置する、約3億円ぐらいかかる予定と報道されております。また、私も鬼怒川ばかりでなく、中小河川の整備につきましても早急に対応していただくよう要望したところであります。また、併せて鬼怒川緊急対策プロジェクトによる河川整備への着手についても強く要望してきたところであります。

町民の皆様の思いを集約し、積極的に八千代町の意見として提言し、安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりに心がけてまいりたいと考えております。

続きまして、太陽光に関する質問でございますが、詳細については関係課長が答弁したとおりであります。

再生可能エネルギーの普及推進につきましては、東日本大震災時に起きた東電福島第一原発事故以降、国の新エネルギーに対する施策であり、急速に発電施設が設置されております。

しかし、事業実施者の手続上、地元自治体や地元住民が余り関与できない状況から、最近つくば市を初め全国各地で、景観、環境、災害等の観点から地元住民と施設事業者との間のトラブルが顕在化しております。

当町では今のところトラブルの発生はございませんが、町といたしましても再生可能エネルギーの普及を推進しつつ、健全で適正な土地利用を図っていく必要があることから、施設設置に当たっては、住民生活等に十分配慮した設置が望ましいと考えております。

今後住民と事業者とのトラブルを未然に防ぐためにも、設置事業に関しまして地元自治体や地元住民等が関与できるような取り組みを確立、自治体が一体となり、国、県に要望していく必要があると考えております。

なお、条例の制定につきましては、企画財政課長が申したとおり、さまざまな状況等を勘案し、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

1番、増田光利君。

（1番 増田光利君登壇）

1番（増田光利君） 再質問の許可をいただきましたので、1点だけ申し上げたいと思

います。

皆さんご承知のように、鬼怒川の水害問題については、常総市が決壊しなければ八千代町に起きていたと、こういう流域住民の方が多くいらっしゃいます。当然だと思えます。ですから、先ほど国の財政では580億円を予算化したわけですが、それを消化するには5年間かかるわけです。その間すぐに八千代町が造成されるわけではありません。国土交通省では下流からやってくる、これは論理的にも当然なのですが、その間5年間八千代町が危険な状態になる可能性というのは避けられません。

なぜかという、常総市では当然早く造成工事を始めたし、この間の分はきちんと整備されたわけです。そういうことになると、その間八千代町が当然危険な状況に置かれると思います。私は、この避難訓練をすべきだと住民の皆さんにも主張しています。町の当局のほうでも、その避難訓練というのをどう具体化するかということが一番重要だと思います。これは住民の命を守る問題ですから、そういう意味で避難訓練というのは我々も協力しますので、住民の方に対して具体的に先ほど言いました名簿作成とか、一番逃げられなくなってしまうのは、障害者、お年寄り、子ども、女性の方、その方たちが一番弱者という形になってしまう可能性が強いわけです。ですから、それを確実に今年のうちに訓練をすべきだと、12月の議会にも訴えました。そのことを具体化するよう、町の当局にもお願いして、質問を終わります。

議長（大久保 武君） 総務課長。

（総務課長 鈴木一男君登壇）

総務課長（鈴木一男君） 先ほどの再質問ということでございますが、防災訓練の実施ということでございますが、この間ほかの議員さんの質問の中でもそういった関連のご質問がありまして、平成28年度につきましては、総合戦略の中で予算を計上させてもらっております。現在計画でございますが、5月ごろに水害に対する避難訓練、地元住民、また関係機関、消防団、行政といった形の中で訓練の実施を計画しておりますので、その際につきましてはご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 最後に、再々質問ありますか。

1 番（増田光利君） ありません。

議長（大久保 武君） 以上で1 番、増田光利議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

---

議長（大久保 武君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、あす午前9時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 1時04分）